平成３０年度

金沢市市民行政評価委員会（事務事業評価）

対象事業説明資料

目次

平成 30 年度　　事務事業評価について

（１）　「学都金沢アプリ」開発費　（企画調整課）
（２）　女性活躍加速化プロジェクト事業費　（人権女性政策推進課）
（３）　コミュニティ・スクール推進事業費　（学校職員課）
（４）　パソコンサロン運営費　（長寿福祉課）
（５）　基幹相談支援センター事業費　（障害福祉課）
（６）　在宅医療・介護連携推進事業費　（健康政策課）
（７）　介護職員人材定着促進事業費　（介護保険課）
（８）　まちなか空き家活用促進費補助　（住宅政策課）

平成 30 年度　事務事業評価について

１　本市の行政評価システム

（１）概　要

行政の透明性を高め、効率的で効果的な市政の実現をめざすとともに、市政の内容を市民によりわかりやすく説明するために、本市で実施する各事務事業について、廃止、見直し、継続の評価を行います。

（２）実施内容

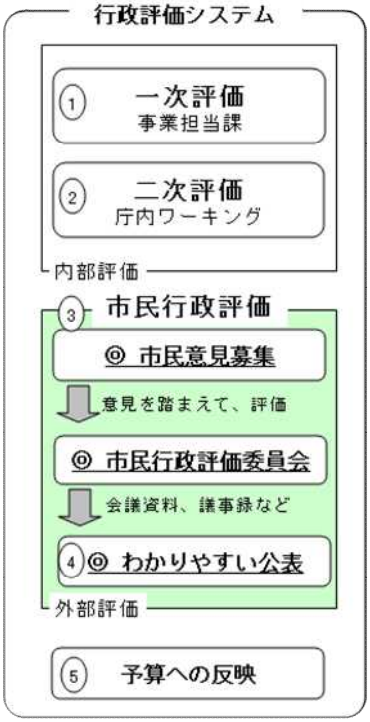

①　一次評価

事業担当課による自己評価

②　二次評価

庁内ワーキンググループによる評価

③　市民行政評価

一次評価と二次評価の結果をもとに、
市民行政評価委員が選定した特定の事業
について、市民の視点から評価

・市民からの意見を募集

・市民行政評価委員会での審議

④　公表

行政改革推進委員会、ホームページを通じ、結果を公表

⑤　予算への反映

評価による廃止・見直し等を予算編成に反映し、改善

（３）スケジュール

５月	一次評価
６月～８月	二次評価
９月～10月	市民行政評価対象事業の市民意見募集（９/18～10/17）
10月～11月	市民意見を踏まえ、市民行政評価委員会を開催 （10/31、11/7、11/14）
12月	行政改革推進委員会へ結果を報告
12月以降	公表

２　市民行政評価委員会

（１）概　要

事務事業評価の客観性と透明性の向上を図るため、有識者・公募委員からなる市民行政評価委員会が、市民意見を踏まえた調査審議を実施します。

（２）対象事業

二次評価において「見直し」「継続」となった事業のうち、新規事業の点検や社会環境等の変化への対応等から、市民行政評価委員会にて以下の８事業を選定しました。

・新規事業の点検（３件）

① 「学都金沢アプリ」開発費（企画調整課）

② 女性活躍加速化プロジェクト事業費（人権女性政策推進課）

③ コミュニティ・スクール推進事業費（学校職員課）

・社会環境等の変化への対応（３件）

④ パソコンサロン運営費（長寿福祉課）

⑤ 基幹相談支援センター事業費（障害福祉課）

⑥ 在宅医療・介護連携推進事業費（健康政策課）

・費用対効果の向上（２件）

⑦ 介護職員人材定着促進事業費（介護保険課）

⑧ まちなか空き家活用促進費補助（住宅政策課）

（３）評価方法

事業担当課長とのヒアリングを通じて、一次評価と二次評価の相違点等を参考に、各委員の意見を取りまとめ、委員会としての評価を作成します（廃止、見直し、継続の３区分で評価）。なお、議論の内容や結果は市のホームページで公開します。

〔評価委員会の流れ〕

①　事業担当課長から事業内容の概略・一次評価の理由について説明

②　行政経営課長から二次評価の理由について説明

③　事務局から市民意見の報告

④　委員による質疑応答

⑤　各委員が個別に、評価シートを記入

⑥　全委員で意見交換のうえ、評価を作成

〔見直し・廃止等評価基準一覧〕

今後の方向性	理由	評価基準
見直し	計画見直し	事業計画の延伸が可能である
	受益者負担の適正化	国や他都市の状況や他の制度等と比較して 受益者負担が著しく少ない
	対象・水準の適正化	国や他都市の状況や他の制度等と比較して 過大な対象・水準となっている
	外部委託導入・拡大	外部委託化により効率化可能である
	統合	類似事業との統合により効率化可能である
	補助事務化	補助事務化により効率化可能である
	共同実施化	共同実施化により効率化可能である
	縮小	事業効果を踏まえ、事業規模を縮小すべきである
	内容見直し	事業効果・効率向上のため内容改善の必要がある
	重点化	重点項目を絞って実施する必要がある
	終期設定	継続期間を限定し、効率的に実施する必要がある
廃止	目的達成	目的達成により必要性が低下している
	市民ニーズ低下	市民ニーズが大幅に低下している
	民間移管	民間主体で実施すべきである
	市関与低下	民間・他団体が既に実施しており、 市関与の必要性が低下している
	他事業で代替	類似事業で本事業を代替可能である
	事業効果低下	事業効果が著しく低い
継　続		引き続き事業を実施する

(1)　「学都金沢アプリ」開発費

事業概要説明シート（１）

【１　事業概要】

事務事業名	「学都金沢アプリ」開発費	担当課	企画調整課
根拠法令等	―	事業期間	平成　28　年度～（　2　年目）
事業内容	■学生の金沢への愛着を育み、地元就職率の向上を図るために、入学から就職までの学生生活を支援するアプリを制作する。 ○事業詳細 ［事業内容（平成２９年度分）］ 学生のスマートフォン所有率の高さに着目し、入学から就職まで金沢での学生生活をトータルでサポートするスマートフォン用アプリ「かなざわ学さぽ」を配信し、学生の地元定着を図った。 平成28年度　７月　「学都金沢アプリ実行委員会」設立 ９月　アプリ制作業務委託プロポーザルの実施 10月　アプリ制作業務委託契約 ３月　テスト配信 平成29年度　４月　実装配信 ３月　消費生活啓発ページ制作 ＜主な機能＞ ・学生向けオンライン講義 ・市内文化施設のフリーパス（新入生対象） ・学生おすすめのお店の紹介、割引、特典の提供（約100店舗を掲載） ・金沢学生のまち市民交流館や学生団体の紹介 ・金沢ではたらく魅力の紹介（ワーク＋ライフシミュレーション）		

【２　事業費および実績】

項　　目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（予算）
事業費		万円 ―	万円 ―	万円 305.4	万円 198.2	万円 200.0
指標	学生と地域との連携協定締結数	―	―	―	26件	―
指標	アプリのダウンロード数	―	―	―	5,416件	―

【３　市の評価】

	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
一次評価（担当課評価）	学生の金沢への愛着を育み、地元就職率の向上を図るため、入学から就職までをﾄｰﾀﾙｻﾎﾟｰﾄするアプリで学生の地元定着を推進する重要な事業である。金沢版総合戦略にも載っている事業であり、継続していく必要があるが、目下、アクティブユーザーが少ないという課題があるため、例えば、伝統工芸・伝統文化の無料体験や地元企業の紹介＆マッチングなど、他メディアや民間企業、市民団体等との連携を通じて魅力的なコンテンツを開発し、学生にとってより魅力的なアプリとなるよう内容を見直す。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	（こんなふうに見直していきます） アクティブユーザー数が少ないことから、成果指標にアクティブユーザー数を追加し、その原因と利用促進に向けた課題を整理した上で、学生にとって魅力的なコンテンツの導入や、効果的な広報活動を検討する必要がある。			

学都金沢アプリ「かなざわ学さぽ」

１．目　的

金沢版総合戦略の基本目標の１つである「学都金沢の強みを生かし、学生がまちに愛着を持ち、人々が集うまちをつくる」の実現に向け、学生のスマートフォン所有率の高さに着目し、入学から就職までをトータルでサポートするスマートフォンアプリ「かなざわ学さぽ」を制作・提供し、学生の地元定着を推進する。

アプリの制作には、「金沢まちづくり学生会議」をはじめとした学生が参画し、今後も学生の意見を取り入れ、コンテンツの充実を図っていく。

２．費　用

【H28 年度】実行委員会への委託料

（事務費　8,100 円、アプリ制作業務委託　2,980,540 円）

【H29 年度】実行委員会への委託料　1,981,740 円

（事務費　1,740 円、アプリ保守管理委託　1,980,000 円）

３．主な機能

〇まなぶ　金沢の歴史・文化を学ぶ

・学生向けオンライン講義「いしかわで学ぶ未来可能性（地域創生概論）」受講窓口機能（ＣＯＣ＋参加大学の新入生約 5,000 人が利用）

・市内文化施設のフリーパス（新入生対象）【学パス】

・伝統工芸・伝統文化体験【学パス】

〇くらし　金沢の暮らしを満喫する

・学生おすすめのお店の紹介、割引、特典の提供（約 100 店舗を掲載）【学パス】

・地元スポーツ観戦優待（ミリスタ、ツエーゲン、武士団）【学パス】

〇なかま　金沢でかけがえのない仲間をつくる

・金沢学生のまち市民交流館や学生団体の紹介

・各大学の文化祭やサークルの紹介

〇しごと　金沢で一生の仕事をみつける

・金沢ではたらく魅力の紹介（ワーク＋ライフシミュレーション）

・地元企業情報（企業紹介、社長・ＯＢＯＧの声等）

・インターンシップ情報や就職関連イベントの告知、参加登録

・学生と社会人の交流会の告知、参加登録（アプリ限定配信）

※学都パスポート　【学パス】

・学生おすすめのお店での特典、文化施設のフリーパス（１年生対象）や地元スポーツチームの観戦優待など様々な特典を提供

４．開発までのスケジュール

平成 28 年度　「学都金沢アプリ実行委員会」設立

平成 29 年　　３月　テスト配信

　　４月　実装配信

※平成 30 年３月　消費生活啓発ページ制作（人権女性政策課発注）

学都金沢 学生生活サポートアプリ

「かなざわ学さぽ」

入学から就職まで 金沢での学生生活を トータルでサポート！

「かなざわ学さぽ」は皆さんの充実した学生生活をサポートする学生専用のアプリです。
新入生を対象とした市内文化施設のフリーパスや、学生おすすめのお店での特典、地元スポーツチームの観戦優待などなど、様々な特典が受けられます！
さらに、就職に役立つ情報や様々な学生団体を知ることができ、「まなぶ」から「しごと」までの幅広いコンテンツを楽しむことができます。
ぜひアプリをダウンロードして、金沢での学生生活をさらに充実させよう！！

学都パスポート

「金沢市内の銭湯の割引」や「文化施設のフリーパス」、「学生おすすめの飲食店での割引」などなど！学都パスポートの提示で様々な特典を受けることができます！

新機能

消費者トラブル

消費者トラブルを「不当・架空請求」「アダルトサイト・ワンクリック詐欺」「インターネット通販トラブル」に分け、それぞれの事例をイラストを使って具体的に紹介します！

「まなぶ」

せっかく金沢での大学生活をおくるのであれば金沢の奥深い魅力を知ってほしい！学さぽをダウンロードしてまちなかへでかけよう！

「くらし」

金沢の学生が自らチョイスしたおススメのお店をご紹介！地元プロスポーツチームの応援や、銭湯で地元の人とのふれあいで暮らしが充実！

「なかま」

金沢には様々なフィールドで活躍する学生団体が沢山あります！自分のやりたかったことが実現できたり、同じ目標をもった仲間に出会うチャンスがあるかも！？

「しごと」

金沢で暮らす、ちょっとその先の人生をシミュレーションしてみよう！就職に役立つ情報が満載です！

アプリのダウンロードは こちらから！

App Store からダウンロード

ANDROID アプリ Google Play

かなざわ学さぽ 検索

ステージ別利用シーン

ステージ	入学 学生生活のスタート	1～2年生 学生生活に慣れてきて	3年生 就職活動の本格化	4年生～ 最後の学生生活
STUDY まなぶ	・学生向けオンライン講義	・市内文化施設のフリーパス（新入生対象）【学パス】 ・伝統工芸・伝統文化体験【学パス】		
LIFE くらし		・学生おすすめのお店の紹介、割引、特典の提供（約100店舗を掲載）【学パス】 ・地元スポーツ観戦優待（ミリスタ、ツエーゲン、武士団）【学パス】 ・金沢の銭湯を紹介。学都パスポート提示で140円引き【学パス】		
FRIEND なかま	・金沢学生のまち市民交流館や学生団体の紹介	・各大学の文化祭の紹介やサークル紹介		
WORK しごと		・金沢ではたらく魅力の紹介（ワーク＋ライフシミュレーション）	・地元企業情報（企業紹介、社長・ＯＢＯＧの声等） ・インターシップ情報や就職関連イベントの告知、参加登録 ・学生と社会人の交流会の開催告知、参加登録（アプリ限定配信）	

「学さぽ」遷移図案

- Top
  - まなぶ
    - 学生向けオンライン講義「いしかわで学ぶ未来可能性（地域創生概論2017）」
    - 市内文化施設のフリーパス（新入生対象）【学パス】
    - 市内施設フリーパス/伝統工芸・伝統文化体験【学パス】
  - くらし
    - 学生おすすめのお店の紹介、割引、特典の提供（約100店舗を掲載）【学パス】
    - 地元スポーツ観戦優待（ミリスタ、ツエーゲン、武士団）【学パス】
    - 金沢の銭湯の紹介、特典（140円引き）【学パス】
  - なかま
    - 金沢学生のまち市民交流館や学生団体の紹介
    - 各大学の文化祭の紹介やサークル紹介
  - しごと
    - 金沢ではたらく魅力の紹介（ワーク＋ライフシミュレーション）
    - 地元企業情報（企業紹介、社長・ＯＢＯＧの声等）
    - インターシップ情報や就職関連イベントの告知、参加登録
    - 学生と社会人の交流会の開催告知、参加登録（アプリ限定配信）
  - 学都パスポート
    - 市内施設フリーパス/伝統工芸・伝統文化体験
    - 学生おすすめのスポット・お店ＭＡＰ
    - 金沢の銭湯の紹介、特典（140円引き）
  - News/イベント情報
    - 金沢市イベント情報システムを経由しての情報発信
    - アプリ限定のイベントなどの情報発信
  - 消費トラブル
    - ネットトラブルの事例紹介、相談窓口の連絡先等
  - SOS
    - 防災情報の発信/病院・急患・警察・消防の連絡先等
  - 関連リンク
    - 金沢旅物語や金沢の学生が生活したアプリなどへのリンク

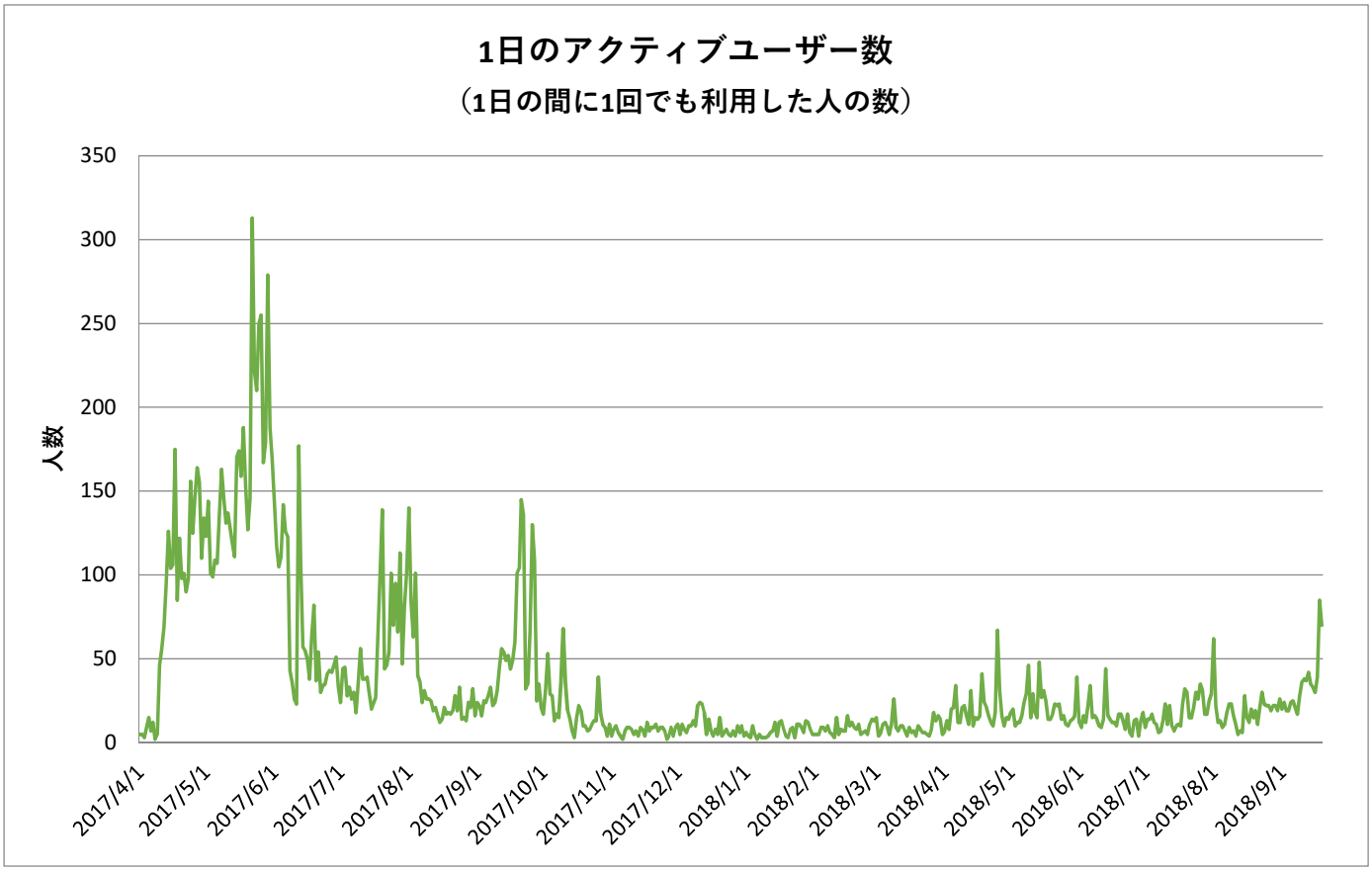
1日のアクティブユーザー数
（1日の間に1回でも利用した人の数）
人数
350
300
250
200
150
100
50
0
2017/4/1
2017/5/1
2017/6/1
2017/7/1
2017/8/1
2017/9/1
2017/10/1
2017/11/1
2017/12/1
2018/1/1
2018/2/1
2018/3/1
2018/4/1
2018/5/1
2018/6/1
2018/7/1
2018/8/1
2018/9/1

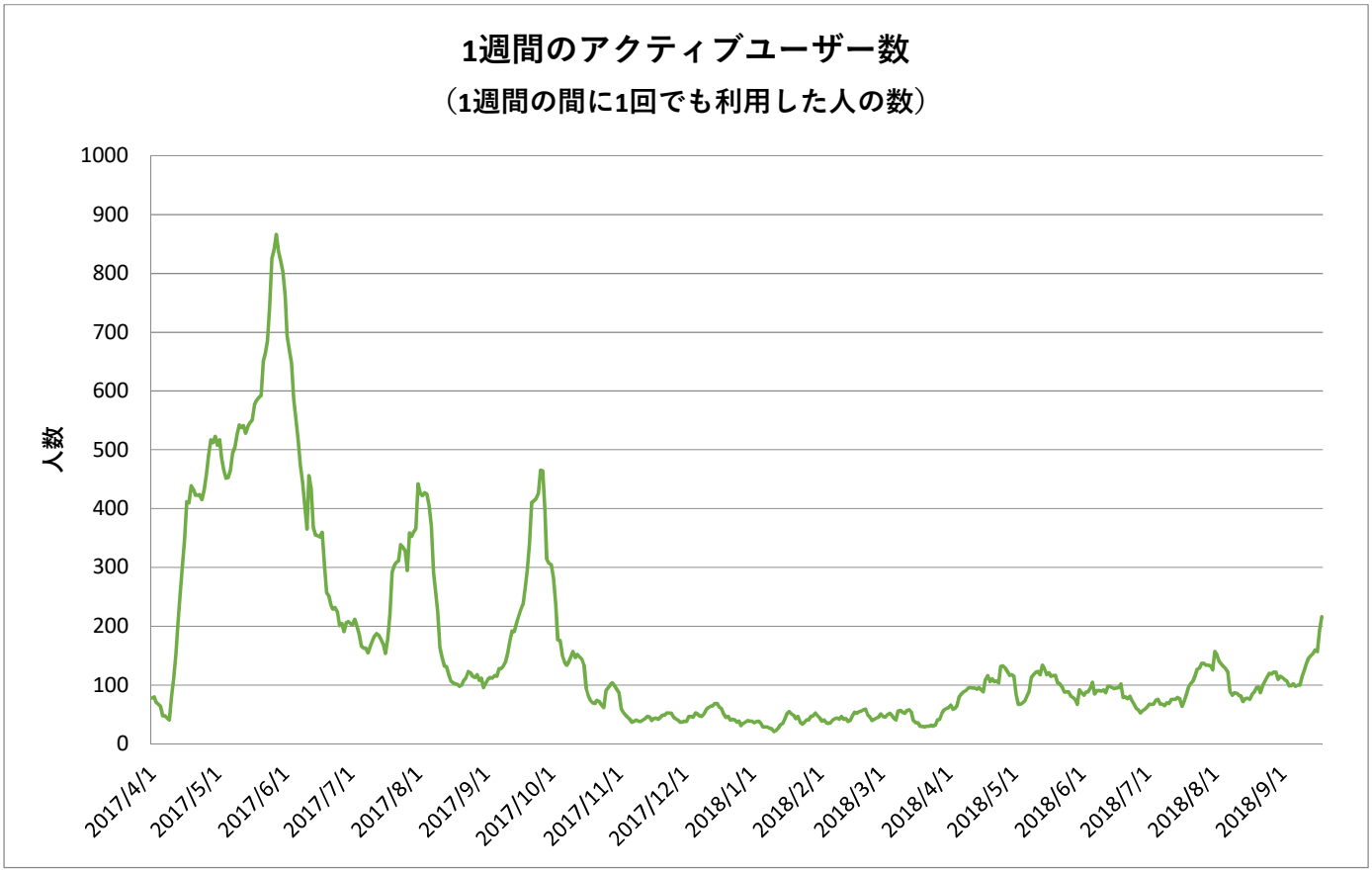
1週間のアクティブユーザー数
（1週間の間に1回でも利用した人の数）
人数
1000
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
2017/4/1
2017/5/1
2017/6/1
2017/7/1
2017/8/1
2017/9/1
2017/10/1
2017/11/1
2017/12/1
2018/1/1
2018/2/1
2018/3/1
2018/4/1
2018/5/1
2018/6/1
2018/7/1
2018/8/1
2018/9/1

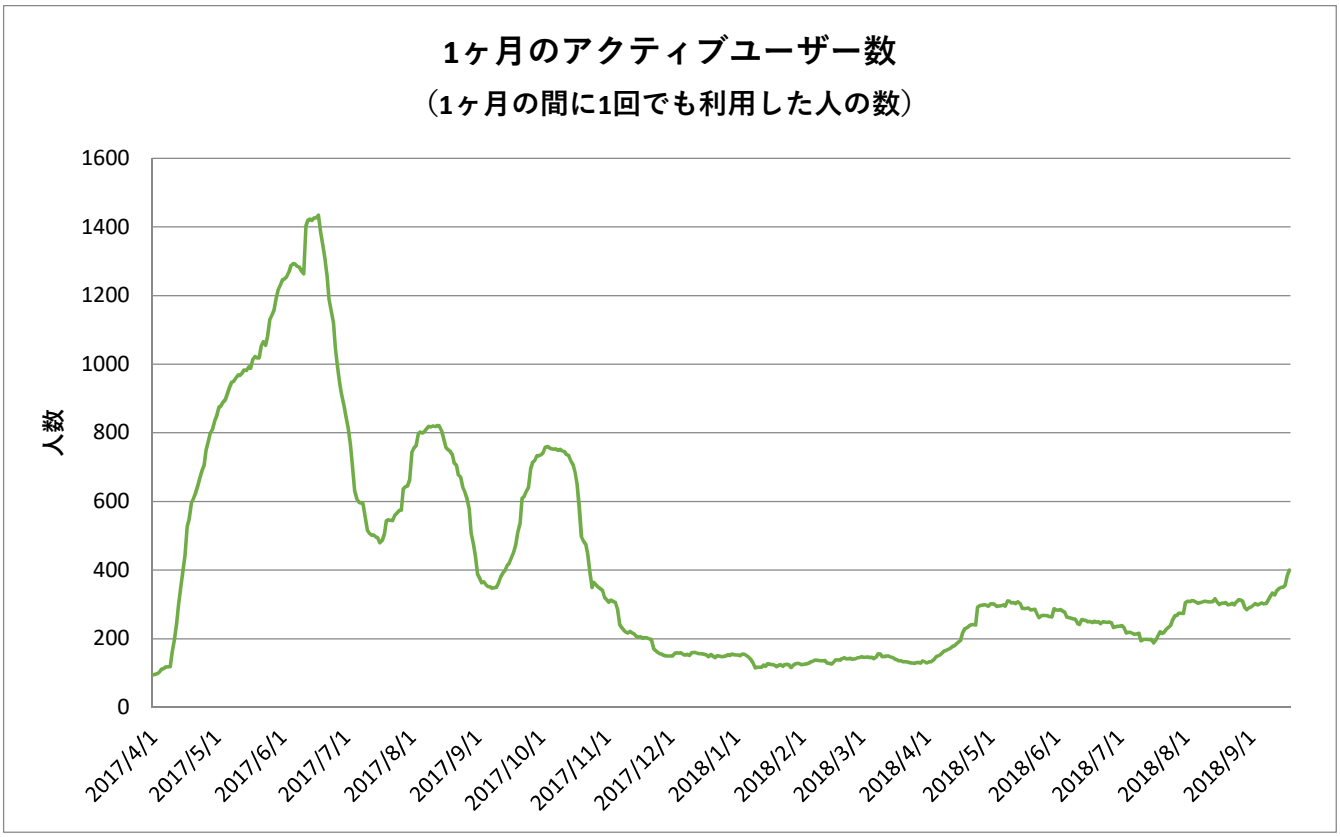
1ヶ月のアクティブユーザー数
（1ヶ月の間に1回でも利用した人の数）
人数
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
2017/4/1
2017/5/1
2017/6/1
2017/7/1
2017/8/1
2017/9/1
2017/10/1
2017/11/1
2017/12/1
2018/1/1
2018/2/1
2018/3/1
2018/4/1
2018/5/1
2018/6/1
2018/7/1
2018/8/1
2018/9/1

(2)　女性活躍加速化プロジェクト事業費

事業概要説明シート（２）

【１　事業概要】

事務事業名	**女性活躍加速化プロジェクト事業費**	担当課	人権女性政策推進課
根拠法令等	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	事業期間	平成　28　年度～（　2　年目）
事業内容	■職業生活において女性が活躍できる環境づくりを加速するため、業界団体等と連携して、団体の各々のニーズに応じた女性活躍を推進するセミナーの開催に対して、講師を派遣するもの。 ○事業詳細 ［事業内容（平成29年度分）］ ①ニーズ対応型セミナーの実施 ４業界団体が計８回の女性活躍セミナーを実施。 各団体のニーズに応じ、対象者を経営者や管理職、従業員とする。 テーマ：「女性がいきいきと働ける職場環境の実現に向けて」 方　針：人材確保に向けた女性社員のやる気を高める経営戦略 企業における女性活躍にかかる取組事例 ワーク・ライフ・バランスの推進　　など ②業界取り組み宣言 セミナー実施後、業界を挙げて女性活躍に取組むことを確認し、 市長に対して取り組みを宣言（３業界団体） ・北陸三県医薬品製造業北陸所長会議（39社加盟） ・兼六園観光協会（12社加盟） ・金沢建設業協会（88社加盟） ③アドバイザー派遣事業 宣言した業界団体の事業者が取り組む際、要請に応じて社会保険労務士、 コンサルタント等のアドバイザーを派遣 実績なし		

【２　事業費および実績】

項　　目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（予算）
事業費		万円 －	万円 －	万円 121.5	万円 137.2	万円 350.0
指標	業界毎のニーズ対応型セミナーに取り組んだ業界団体数	－	－	4団体	4団体	－
指標	業界取り組み宣言団体の企業数	－	－	260社	139社	－

【３　市の評価】

一次評価（担当課評価）	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	－
	職業生活における女性の活躍の推進に関する法律では、地方公共団体が女性活躍の推進に取り組むことも規定されており、本市では女性活躍を推進するため、男女共同参画推進行動計画の重点課題に位置づけ、女性活躍の推進に取り組むこととしている。このことから、業界団体を通じ企業に女性活躍の取り組みを促していくには、事業の継続が必要である。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	（こんなふうに見直していきます）			
	事業開始から３年目を迎え、これまでの効果を検証するとともに、金沢版働き方改革推進プランの策定を見据え、より効果的な事業内容への見直しを検討する必要がある。			

ワーク・ライフ・バランスの実践と女性活躍推進のための

開催費用不要

セミナー開催団体募集!!

平成２７年に**「女性活躍推進法」**が成立し、企業には女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・届出、情報公表などが義務付けられました。女性をはじめ、性別、国籍、人種などの異なる多様な人が活躍することは、新しい商品やサービスを生み出す原動力となることに加え、今後、労働力人口の減少が見込まれるなか、女性の潜在労働力を生かすことは不可欠です。

女性が働きやすい職場をつくることは、**ワーク・ライフ・バランスの実践及び、全ての社員の働きやすさ**につながり、**人材の定着や生産性の向上、社員のモチベーションアップをも得られる『経営戦略』**となります。

その業界ならではの課題や要望に応じた オリジナルのセミナーを 企画から開催までコーディネートします!

・参加者と場所の手配だけで OK
・講師の手配や謝礼は不要
・希望する日程での開催が可能

○対　　象　　金沢市内の同じ産業や業種にたずさわる事業者によって構成される団体

○開催条件
- セミナーの企画及び講師謝礼等の費用は市が負担します。
- 実施団体は、参加者（企業）と会場の確保を行ってください。
- 実施内容は事前打ち合わせにより決定します。

※セミナー修了後、業界での女性活躍にかかる「業界取り組み宣言!」をしていただきます。

セミナー(プログラム)の一例　　**※キャリアコンサルタントアドバイザーの派遣も行います。**

1. 経営者層の意識改革

「なぜ女性の活躍が企業にとってプラスなのか」
⇒ 内容「女性活躍推進法とは」、「多様な働き方の実現と経営戦略」など

2. 男性社員の意識・働き方改革

「イクメン・カジメン・ イクボスのすすめ」
⇒ 内容「部下の育児を積極的に応援するボス（上司）＝イクボスの育成」など

3. 男性社員・女性社員相互の情報共有

「男女ともに働きやすい職場を作るために」
⇒ 内容「ワーク・ライフ・バランス推進の取組み」、「コミュニケーションスキルを身につける。」など

4. 行動計画策定支援

「女性活躍推進法による一般事業主行動計画策定のポイント」

お申込み・お問合せ　金沢市市民局人権女性政策推進課　TEL 076-220-2095　FAX 076-260-1178
E-mail　jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp　※お申込方法は裏面をご覧ください。

《お申込・お問合せ方法》
- FAX の場合は、申込・問い合わせ票に記入し送付してください。
- E-mail は、表題を「セミナー申込み(問い合わせ)」として、本文で申込・問合せ票の項目をお知らせください。

金沢市市民局人権女性政策推進課　FAX 076-260-1178

E-mail　jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp

◎申込・問合せ票

団　体　名	フリガナ		
団体所在地	〒		
担 当 者 名	フリガナ		
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			
お問合せ内容 等			

※お申込・お問合せをいただいた後、電話又はメールで返信いたします。
希望者多数の場合は、申込み先着順とさせていただきます。

【その他研修メニュー例】

1．トップ（経営者層・管理職）の意識改革
- ○ダイバーシティマネジメント（社内意識の変革）
- ○女性の部下を持つリーダーのためのマネジメント研修
- ○女性リーダーの登用、女性活躍推進のための研修
- ○コミュニケーションを高める経営手法
- ○モチベーションを高める経営手法
- ○ワーク・ライフ・バランス推進のポイント
- ○業務改善、タイムマネジメント研修

2．男性社員の意識改革
- ○イクボス式マネジメント
- ○ワーク・ライフ・バランス推進のための具体的な取組
  - ・自らを主に、長期的キャリア形成の視点からのアプローチ、アクション宣言
- ○リーダーシップマネジメント
- ○女性活躍への障壁（なぜ、活躍が進まないのか　等）

3．トップ・男性社員・女性社員相互の情報等の共有
- ○女性の活躍促進への意識共有（課題や不満、要望の共有と解決）
- ○トップのコミットメント（決意）
- ○女性活躍を実践するトップの講演と交流

など、各業界の課題に応じてコーディネートします。

お問合せ　金沢市市民局人権女性政策推進課　TEL 076-220-2095　FAX 076-260-1178
E-mail　jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp

（参考資料）

業界取り組み宣言式

○日　時　平成30年5月18日（金）
　　10:00～10:30

○場　所　市長応接室

（宣言式の様子）

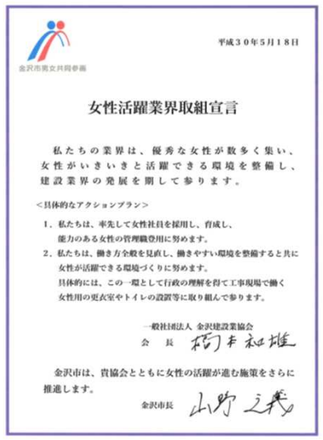

平成３０年５月１８日

金沢市男女共同参画

女性活躍業界取組宣言

私たちの業界は、優秀な女性が数多く集い、女性がいきいきと活躍できる環境を整備し、建設業界の発展を期して参ります。

<具体的なアクションプラン>

1．私たちは、率先して女性社員を採用し、育成し、能力のある女性の管理職登用に努めます。

2．私たちは、働き方全般を見直し、働きやすい環境を整備すると共に女性が活躍できる環境づくりに努めます。
具体的には、この一環として行政の理解を得て工事現場で働く女性用の更衣室やトイレの設置等に取り組んで参ります。

一般社団法人 金沢建設業協会
会　長　[illegible]

金沢市は、貴協会とともに女性の活躍が進む施策をさらに推進します。

金沢市長　山野之義

（宣言書）

関係法令等

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律段64号）」（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国及び<u>地方公共団体は</u>、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第５条第１項において「基本原則」という。）にのっとり、<u>女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し</u>、及び<u>これを実施しなければならない</u>。

（都道府県推進計画等）

第６条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（啓発活動）

第21条　国及び<u>地方公共団体は</u>、<u>女性の職業生活における活躍の推進について</u>、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、<u>必要な啓発活動を行う</u>ものとする。

「金沢市男女共同参画推進条例（平成13年条例第80号）」（抄）

（基本理念）

第3条　男女共同参画の推進は、次に掲げる男女が自立した人間として社会のあらゆる分野で生き生きと輝くことのできる社会を形成することを基本として行われなければならない。

(1)　男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会

(2)　男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会

(3)　男女が、社会の構成員として、市における政策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に関し平等に参加する機会が確保される社会

(4)　<u>男女が、ジェンダーをこえて</u>、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び地域、<u>職場</u>、学校その他の社会生活<u>における活動に平等な立場で参画し、責任を分かち合い、男女共同参画社会を共に担うことができる人格が形成される社会</u>

(5)　男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会

(6)　男女が、国際社会における男女共同参画の取組と協調し、連携を深め合う社会

（市の責務）

第5条　<u>市は</u>、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、<u>男女共同参画の推進に関する施策</u>（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び<u>実施する責務を有する</u>。

2　市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と相互に連携し、及び協力するよう努めなければならない。

金沢市女性活躍推進アドバイザー派遣事業実施要領

１．趣旨

女性の登用や働きやすい環境整備等のための具体的な取り組みを進める際に専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、必要な講義や指導、助言等を行い、事業者等における女性の活躍を支援する。

２．対象

金沢市女性活躍加速化プロジェクト事業にかかる取組宣言を行った業界団体及び加盟事業者等を対象とする。

ただし、政治団体・宗教団体および金沢市から当該取組に関する助成を受けている場合又は、参加費等を徴収して行う有料のものは対象としない。

３．派遣回数

原則、１回２時間、同一事業者等への派遣回数は年間３回を限度とする。

４．経費

アドバイザーの謝礼は、市の基準に基づき、予算の範囲内で市が負担する。

５．派遣の手続き等

（１）　申請

アドバイザーの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、「アドバイザー派遣申込書」（様式１）を開催希望日の１ヶ月前までに人権女性政策推進課長へ申請する。

（２）　派遣の決定

人権女性政策推進課長が(１)による申請の内容を適当と認める場合は、アドバイザー派遣の決定を申請者へ通知する。

なお、事前に申請者と協議を行い、アドバイザーの選定その他、派遣にあたり必要な事項についてあらかじめ調整を行う。

（３）　報告書の提出

派遣の決定を受けた者は、当該取組等の終了後、30 日以内に派遣受入結果報告書（様式２）を人権女性政策推進課長に提出する。

６．派遣の決定を受けた者の留意事項

派遣の決定を受けた者は、関係資料の提供、受入れ体制の整備等その他派遣を円滑に受けるために必要な準備をしなければならない。

７．その他

本要領に定めるものの他、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

１　この要領は平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

(3)　コミュニティ・スクール推進事業費

事業概要説明シート（３）

【１　事業概要】

事務事業名	**コミュニティ・スクール推進事業費**	担当課	学校職員課
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	事業期間	平成　28　年度～（　2　年目）
事業内容	■学校が抱える固有の課題解決に向け、保護者や地域の方々が学校と共に知恵を出し合い、学校運営に参画することで、「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールを推進する。 　なお、平成29年の法改正により、すべての学校での実施が努力義務化されている。 ※ コミュニティ・スクール … 保護者や地域住民の代表等による「学校運営協議会」を設置している学校 〇事業詳細 ［事業内容（平成29年度分）］ 学校運営協議会を年３～５回程度開催。学校の運営方針を説明し承認を得たほか、委員から学校の現状や課題に関して多岐にわたり意見をいただいた。 また、学校から保護者や地域の方々に協力していただきたいこと等を提案し、具体的にどのようなことができるか協議を行った。 年度末には、これらの取組の成果をまとめたパンフレットを作成し、校区内の全世帯に配布し、周知・理解を図った。 （実施校数） 平成28年度　中村町小学校をモデルに実施 平成29年度　新たに12小学校・１中学校を加え、14校で実施 平成30年度　小学校全校に拡充し、55小学校・１中学校で実施 （委員構成） 連合町会長、公民館長等の地域団体代表、 育友会会長・副会長等の保護者代表、 街頭交通推進隊・見守り隊、学校医、元教員、校区の中学校長 コミュニティ・スクールの校長　（１校15名以内） （具体的取組） 学校運営協議会での議論をもとに、具体的な取組につながった例として ・学校と地域が連携したあいさつ運動の実施 ・地域ボランティアの協力による放課後学習支援教室の実施　等がある。		

【２　事業費および実績】

項　　目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（予算）
事業費		万円 －	万円 －	万円 60.4	万円 390.8	万円 1,953.3
指標	実施する小・中学校数	－	－	1校	14校	－
	－	－	－	－	－	－

【３　市の評価】

一次評価（担当課評価）	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	－
	平成30年度に市内全小学校に拡充することから引き続き実施していきたい。			
二次評価	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	－
	（こんなふうに見直していきます）			
	－			

金沢市立中村町小学校
コミュニティ・スクールの取組

“学校が元気に！　地域が元気に！”
～子どもの健やかな成長のために～

平成30年3月
金沢市立中村町小学校
学校運営協議会

1．コミュニティ・スクールとは

学校が抱える課題の解決に向け、保護者や地域の方々が学校とともに知恵を出し合い、協議を深める仕組みが学校運営協議会制度です。その制度のもと、学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールといいます。

本校では以下のようなテーマ、ねらいを設定し、取り組んでいます。

テーマ：学校が元気に！ 地域が元気に！
～子どもの健やかな成長のために～

ねらい：学校と地域が力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に子どもの成長を支える。

2．“熟議”を大切に

本校では、“熟議”を大切に、コミュニティ・スクールとしての取組を進めています。熟議とは「熟慮」と「討議」を重ねることです。学校運営協議会では、委員と本校職員による熟議を通して、学校・家庭・地域が学校の課題を共有し、これまでの取組を見直したり、新たな取組を提案したりしていくことを目指します。学校の職員だけでなく、様々な立場からの視点を踏まえて、子どもたちの健やかな成長のために必要な取組を考えます。

3．熟議を活発にするための分科会

本校では、「知」「徳」「体」の３つの分科会を設定することで、各分野についての熟議を活発にし、取組の質を高めていくことを目指しています。また、ここでの熟議は、お互いの信頼関係の構築にもつながり、学校・家庭・地域が一体となってよりよい学校づくりに向けて取り組むことにもつながっています。

学校運営協議会

「知」の分科会	「徳」の分科会	「体」の分科会
学校運営協議会委員	学校運営協議会委員	学校運営協議会委員
＋	＋	＋
研 究 主 任	生徒指導主事	特別活動主任
学力向上担当	教育相談担当	保健主事

平成30年度　コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
コミュニティ・スクール	第1回 学校運営協議会 学校経営方針の承認 今年度の取組について		取組状況の確認① 授業参観・教育活動の参観 学校からのお便りなど		第2回 学校運営協議会 学校評価(中間) 取組の検証	取組状況の確認② 授業参観・教育活動の参観 学校からのお便りなど				第3回 学校運営協議会 学校評価(最終) 取組の検証	取組の検証 次年度に向けて	第4回 学校運営協議会 1年間のまとめ
行事支援	中村っ子あいさつの日　あいさつ運動（毎月28日）					中村っ子あいさつの日　あいさつ運動（毎月28日）				中村っ子あいさつの日　あいさつ運動（毎月28日）		
行事支援		運動会					マラソン大会	6年金沢歴史探訪補助				
学習支援		中村音頭指導	2･3年校区たんけん補助	4~6年ジュニアかなざわ検定補助			5年「いいね中村」取材協力			1年昔遊び指導	6年国際交流教室協力	
学習支援	中村塾（4～6年　第2・4水曜日）				夏休み塾（宿題相談）	中村塾（4～6年　第2・4水曜日）				中村塾（4～6年　第2・4水曜日）		
図書館支援	朝の読み聞かせ（第1・3水曜日）					朝の読み聞かせ（第1・3水曜日）				朝の読み聞かせ（第1・3水曜日）		
図書館支援	ふれあい読書・図書館整備（第2・4水曜日）					ふれあい読書・図書館整備（第2・4水曜日）				ふれあい読書・図書館整備（第2・4水曜日）		
安全支援	登下校見守り（平日）・集団登校見守り（毎月15日）				プール見守り	登下校見守り（平日）・集団登校見守り（毎月15日）				登下校見守り（平日）・集団登校見守り（毎月15日）		
安全支援				集団下校見守り					集団下校見守り			集団下校見守り
環境支援	運動場の泥上げ	掲示板作り	草取り支援 花の苗植え	校内清掃活動		草取り支援		横断歩道白線引き	球根植え 花の苗植え	除 雪 活 動		

（地域学校協働活動）
保護者・地域による学校支援ボランティア活動

※それぞれの取組のボランィアを募集していますので、ご協力よろしくお願いします。ご不明な点がありましたら、中村町小学校までお問い合わせください。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との連携・協働

コミュニティ・スクール

熟議

学校が元気に!!

学校運営協議会

- 15人の委員と学校職員による合議制の会議(全体会)
- 3つの分科会

地域コーディネーターを中心とした様々な方々のボランティア参画により、子どもたちや学校の教育活動を支えています

実践・行動

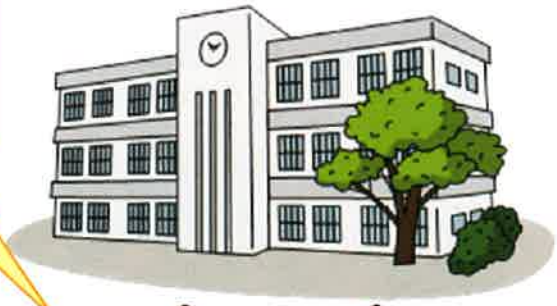

連携・協働

協議をする場が学校運営協議会です

協議されたことを具体的な形で実践・行動する主体は、学校・家庭・地域です

実践・行動を助け、支えていただくのが、ボランティアです

ボランティア同士のつながりが深まり、地域の活性化につなげます

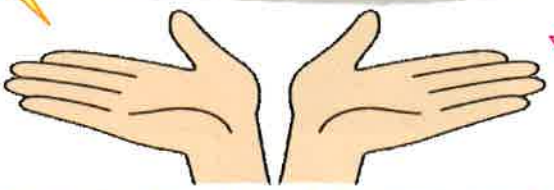

特技を生かすなど、ボランティアの方々のやりがいを高めます

地域が元気に!!

地域学校協働活動

中村塾での指導

花の苗植え作業

学習への協力

中村音頭の指導

お問い合わせ先

金沢市立中村町小学校

〒921-8022 金沢市中村町26番12号
TEL 076-241-0716 FAX 076-241-0760
ホームページ http://cms.kanazawa-city.ed.jp/nakamura-e/
メールアドレス nakamura-e@kanazawa-city.ed.jp

コミュニティ・スクール　2017

金沢市立泉中学校

地域とともに“めざす姿”を共有して

金沢市立泉中学校では、今年度金沢市教育委員会の指定を受け、学校運営協議会を置き、コミュニティ・スクールとしての第一歩を踏み出しました。学校・家庭・地域が連携・協働し、子ども達の成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」をめざします。

金沢市立泉中学校
学校運営協議会

教育目標等について

教育目標

- ●**敬愛の念**を持ち、生命・人権を尊重する生徒を育てる
- ●**自ら学び、自ら考え**、主体的に判断できる生徒を育てる
- ●**心身ともに健康**で、思いやりと豊かな感受性を持つ生徒を育てる

めざす学校像

- ●**安心・安全**な学校
- ●組織としての**活力と潤い**のある学校
- ●**信頼される**学校

泉中学校コミュニティ・スクールの仕組み

地域とともにある学校づくり

金沢市教育委員会

学校の指定
委員の任命

学校運営協議会

学校運営や必要な支援に関する協議

【組織】
◇地域住民７名
・町会連合会会長
・元学校評議員
◇学識経験者５名
・学校医
・地域住民
・小・中学校長
◇保護者１名
・育友会会長

説明

承認
意見

支援
依頼

校長

学校運営の基本方針
学校運営・教育活動

説明・依頼

意見

意見

保護者・地域住民等

平成29年度　コミュニティ・スクールとしての取組

５　月	７　月	８　月	１２　月	２　月
委員選出 ・金沢市教育委員会へ推薦	学校運営協議会に係る説明会 ・コミュニティ･スクールについて	第１回 学校運営協議会 ・前期学校評価より、本校の現状と課題	第２回 学校運営協議会 ・本校の体力・健康教育の取り組みについて	第３回 学校運営協議会 ・本年度の学校評価について ・次年度の予定

本校がめざす「コミュニティ・スクール」３つの機能

学校運営－学校運営の質の向上

○学校評価等を効果的に活用し、学校運営の改善を図ります。

学校支援－学校教育の質の向上

○地域住民や保護者の参画による教育支援活動を推進し、子どもの豊かな体験や学びにつなげます。

地域の人づくり－「わが町で育てた15歳」

○中学校卒業時のめざす姿を地域全体で共有し健やかに育てようという気運を高めていきます。

15歳の姿を
共有
進路の実現

平成30年度 コミュニティ・スクールとしての活動（予定）

	学校運営協議会関係
4月	第１回学校運営協議会 ・学校の基本方針の承認
5月 6月	取組の確認 授業参観・教育活動の参観等
7月	取組の検証
8月	第２回学校運営協議会 ・前期学校評価に基づく検証
9月	取組の方向性の確認
10月 11月 12月	取組の確認 授業参観・教育活動の参観等
1月	取組の検証
2月	第３回学校運営協議会 ・後期学校評価に基づく検証
3月	第４回学校運営協議会 ・１年間のまとめ・次年度に向けて

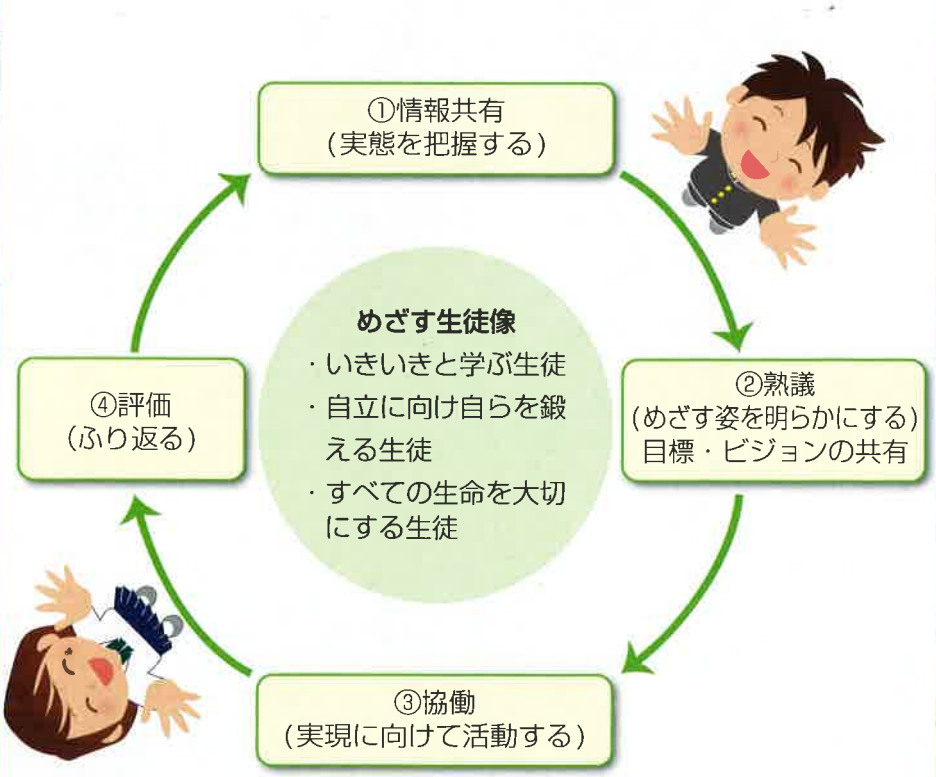

めざす生徒像

・いきいきと学ぶ生徒　・自立に向け自らを鍛える生徒　・すべての生命を大切にする生徒

今年度の取組を振り返って

ー学校運営協議会委員の皆様からー

私は泉中の卒業生であり、これまでも少しでも泉中が良くなればという思いで携わってきました。様々な課題があり、学校運営には大変なことも多いと思いますが、何か協力できればという思いでこの会に参加していました。様々な意見を聞くことができ自分自身もためになりました。次年度も協力したいと思います。

保護者として、地域や学校に大切にされていて「幸せな子どもたちだなあ」と改めて感じました。

教育とは人が人に与える影響力。今後も先生方は子どもたちのために自分の個性を発揮して、教育活動に取り組んでほしいと思います。

地域の代表として会に参加して、改めて学校の取組、子どもたちの様子を知ることができる楽しみな場でした。次年度、課題を共有しながらの取組に期待しています。

小学校として、本校でも年を追うごとに少しずつ学校運営協議会の充実を図り、課題等を情報共有しながら、よりよい学校づくり、子どもの成長のため努めていきたいと思います。

小学校として、自分たちが送り出した子どもがどうしているのかがわかり、小学校で何ができるのかを考えたり再確認したりすることができました。

今後も地域が学校の応援団として泉中を支えていってほしいと思います。また同じ校区の学校として応援していただければありがたいです。

次年度に向けて

泉中学校学校運営協議会　会長

竹森　孝二

学校、地域を取り巻く環境は時代と共に刻々と変化していきます。その変化に対応しながら、学校と地域の方々が共に手を携え、今後も子どもたちのためになるような活動を続けていけたらと思っています。

今後ともより一層のご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

子どもたちの様子が見えるようになり学校の情報を共有することができたことが今年度の成果だと感じています。

金沢市立泉中学校

〒921-8036　金沢市弥生1丁目26番1号
TEL 076-242-2411　FAX 076-242-2412
E-mail：izumi-j@kanazawa-city.ed.jp
http://cms.kanazawa-city.ed.jp/izumi-j/

(4)　パソコンサロン運営費

事業概要説明シート（４）

【１　事業概要】

事務事業名	パソコンサロン運営費	担当課	長寿福祉課
根拠法令等	―	事業期間	平成　22　年度～（　8　年目）

事業内容

■高齢者等の生きがいづくり及び社会参加を促進するため、パソコンサロンを運営する。

○事業詳細
［事業内容（平成29年度分）］

対象者：60歳以上の方、障害のある方（まちなか、千寿閣のみ）

区　分	開催場所	利用日時	
金石パソコンサロン	松寿荘	月～金 休館日除く	いずれも 9時～16時 祝日・年末 年始を除く
鶴寿園パソコンサロン	鶴寿園		
まちなかパソコンサロン	ライブ１	月・水・金	
千寿閣パソコンサロン	千寿閣	火・木・土	

利用実績

区　分	開催場所	Ｈ２６年度	Ｈ２７年度	Ｈ２８年度	Ｈ２９年度
金石パソコンサロン	松寿荘 （２７年金石中から移転）	4,917人	2,946人	3,352人	3，059人
泉パソコンサロン （～２８年７月）	泉中学校	10,091人	8,223人	2,211人	―
鶴寿園パソコンサロン （２８年１０月～）	鶴寿園	―	―	3,001人	4，178人
まちなかパソコンサロン	ライブ１	5，217人	5,129人	6408人	5，534人
千寿閣パソコンサロン	千寿閣	3，625人	4,013人	4,118人	3，744人
延べ人数合計		23，850人	20,321人	19,090人	16，515人

【２　事業費および実績】

項　　目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（予算）
事業費		万円 1，836．5	万円 1，764．1	万円 1，376．6	万円 1，178．8	万円 1，185．7
指標	延べ利用者数	23，850人	20，321人	19，090人	16，515人	―
	―	―	―	―	―	―

【３　市の評価】

	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	―
一次評価 （担当課評価）	金石及び鶴寿園パソコンサロンについては、老人福祉センターの指定管理者の職員の兼務による管理方式に切替え、運営コストの削減を図っている。今後、利用者増への対応として講座内容の充実などの検討が必要である。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	利用者数が減少していることから、ニーズに適合しているかを検証するとともに、事業内容や実施方法の見直し、事業規模の縮小など、今後の事業のあり方を検討する必要がある。			

パソコンサロンを利用される皆様へ

金沢市が高齢者等のパソコンを通した生きがいづくりの場として設置するパソコンサロン（以下「パソコンサロン」といいます。）の利用及びパソコンなどのＯＡ機器等（以下「パソコン機器等」といいます。）の使用に関して下記の通りご協力をお願いします。

１．パソコンサロンを利用できる方

金沢市に居住する６０歳以上の方

金沢市に居住する方で障害のある方（ただし金石パソコンサロン、鶴寿園パソコンサロンは老人福祉センターのサロンのため利用できません）。

２．　パソコンサロン利用時の手続きについて

（１）金沢市に居住する６０歳以上の方がパソコンサロンを利用する場合は、利用時に金沢市老人福祉センター利用証、又は金沢市民であることを証する書類（運転免許証、健康保険証等）を当該パソコンサロンの係員もしくは老人福祉センター入館時に窓口に提示して下さい。

（２）金沢市内に居住する６０歳未満で障がいをお持ちの方がパソコンサロンを利用する場合は、前号の書類と併せて障害者手帳等、障害があることを証する書類を当該パソコンサロンの係員に提示して下さい。（金石及び鶴寿園はご利用いただけません）

３．パソコンサロンについて

<table>
<tr><th></th><th>開設日時</th><th>休業日</th></tr>
<tr><td>鶴寿園パソコンサロン</td><td rowspan="2">月～金曜日
（老人福祉センター休館日除く）
9:00～16：00（１ｈ休憩あり）</td><td rowspan="4">・土曜日（千寿閣除く）日曜日年末年始、祝日等（千寿閣除く）
・老人福祉センター内のパソコンサロンにあっては当該老人福祉センターの休館日
・定期点検等、施設管理の都合により臨時休館する場合あり</td></tr>
<tr><td>金石パソコンサロン</td></tr>
<tr><td>千寿閣パソコンサロン</td><td>火・木・土曜日
9:00～16：00（１ｈ休憩あり）</td></tr>
<tr><td>まちなかパソコンサロン</td><td>月・水・金曜日
9:00～16：00</td></tr>
</table>

４．使用の制限

パソコンサロンの利用に際し、下記に該当するときは利用をご遠慮いただく場合があります。

（１）その利用がパソコンサロンの設置の目的に反すると認められるとき。

（２）パソコンサロンの建物、設備及びパソコン機器等を汚損又は破損するおそれがあると認められるとき。

（３）その利用が他の人の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

（４）集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

（５）その利用が金沢市老人福祉センター条例、金沢市公園条例、及びその他の条例及び規則の規定に反すると認められるとき。

（６）その利用が政治的・宗教的活動、営利を目的とする活動（宣伝等を含む）であることが認められるとき。

（７）酩酊状態での利用。

（８）その他不適当な利用と認められるとき。

５．パソコン機器等の使用について

（１）パソコンサロン内のパソコン機器は譲り合ってご使用下さい。

なお、各機器の利用時間の区分は下記の通りとし、区分（午前・午後）ごとに利用者を入れ替えます。（持ち込みスペースもこれに同じ。準備または後片付けに要する時間を含む）

午後の部の利用は、後から来所された方を優先に割り当てるものとし、午前から引き続いての利用はご遠慮願います。

また、パソコンサロン内に設置された機器の台数以上の来所者があり、順番待ちが生じる場合は、係員が交代のお声かけをさせていただく場合があります。（原則１日のうちおおむね 90 分を超えて利用されている方を対象とさせていただきます。）

また、公平性の観点から、持ち込みスペースについても順番待ちの有無にかかわらず同様の扱いとします。

（利用時間の区分）

ア　鶴寿園パソコンサロン

午前の部　　９時００分から１２時００分まで

午後の部　１３時００分から１５時５０分頃まで

イ　金石パソコンサロン

午前の部　　９時００分から１２時００分まで

午後の部　１３時００分から１５時５０分頃まで

ウ 千寿閣パソコンサロン

午前の部　　９時００分から１２時００分まで

午後の部　１３時００分から１５時５０分頃まで

エ まちなかパソコンサロン

午前の部　　９時００分から１２時３０分まで

午後の部　１２時３０分から１５時５０分頃まで

６．利用上のマナー等について

（１）パソコンサロン内での飲食は許可された所定の場所でのみ行って下さい。
また、飲食後は清掃を万全に行うとともに、ゴミはお持ち帰り下さい。
なお、体調管理に必要な水分補給はこの限りではありませんが、蓋付きの容器を使用し、容器が転倒しても機器が水濡することの無いよう配慮をお願いします。

（２）パソコンサロン内は禁煙です。喫煙は許可された所定の場所で行って下さい。

（３）複数の座席の占有または他人に譲る目的での占有はできません。

（４）係員の許可・指示なく機械器具や付属設備は使用しないで下さい。

（５）　係員の許可を得て機器等のセッティングを変更した場合は、使用後に必ず原状回復の上、係員の点検を受けて下さい。

（６）非常口、消火設備等のまわりには物を置かないで下さい。

（７）外部から持ち込むパソコン機器等は事前にウイルスチェックを行う等、パソコンサロン内の機器がコンピューターウイルスに感染することの無いようにして下さい。
　また、利用者が外部から持ち込んだパソコン機器に起因して、パソコンサロン内の機器等が故障した場合は当該機器を利用された方の責任において原状回復に要した費用等のご負担をお願いします。

（８）利用後は、設備、備品、器具などすべて元の場所に戻し、原状回復をして下さい。

（９）設備や備品は大切に扱って下さい。

（10）他人の迷惑になるような行為のないよう利用して下さい。

７．注意事項

下記の行為を発見した場合は直ちに退室を求めるとともに、今後の利用をお断りさせていただきます。また、必要に応じ警察に通報する場合があります。

（１）公の秩序又は善良の風俗を害する行為

（２）成人向けサイト、その他公序良俗に反すると認められるサイト及びパソコンサロンの設置趣旨に反するサイト等への接続、閲覧、サービスの提供を受ける等の行為

（３）著作権法及びこれらに関係する法令に違反する行為
（違法ダウンロード、著作権者等の承諾を得ないで著作物の複製を行う等。）

（４）無断でパソコンサロン内のパソコン機器に外部から持ち込んだ機器（USB 機器、プリンタ、スキャナ、デジタルカメラ等）を接続し、セッティング、ネットワーク環境等を変更する行為

（５）他人に危害や迷惑を及ぼす行為、またはそのおそれがあると認められる行為

ア．パソコンサロン内で大声をたてる行為、

イ．パソコンサロン内で他の利用者に威圧的な言動を発する行為

ウ．パソコンサロン内での他の利用者への暴力行為

エ．パソコンサロン内で他の利用者に金品を請求する行為※

オ．パソコンサロン内で他の利用者に相手の承諾を得ないまま勧誘を行う行為※

カ．パソコンサロン内での飲酒または酩酊状態での入室　ほか

キ．その他、他人に危害や迷惑を及ぼす行為、またはそのおそれがあると認められる行為

※同好会等への入会勧誘、及び会費等の集金も上記エ、オに該当する行為とします。

（６）条例、規則その他法令に違反する行為

（７）上記「４．使用の制限」に定める行為

（８）その他パソコンサロンの運営に支障となる行為

８．その他

（１）金沢市又は公益財団法人金沢市福祉サービス公社の委託に基づき配置された係員（インストラクター含む）及び老人福祉センター職員等の関係者への謝礼、贈物は一切お断りします。

（２）備え付けプリンターの印刷は利用者１人につき１日３枚までとし、パソコンサロンで用意した用紙を使用して下さい。また、写真印刷、年賀状印刷はできません。

（３）利用者本人が持ち込んだパソコン機器及び消耗品の保管はお断りします。
また、利用日当日に利用者本人が外部から持ち込み、既設の機器に接続したパソコン機器等は、利用後は直ちに取り外しのうえお持ち帰り下さい。

（４）電話などによる事前予約はできません

(5)　基幹相談支援センター事業費

事業概要説明シート（５）

【１　事業概要】

事務事業名	**基幹相談支援センター事業費**	担当課	障害福祉課
根拠法令等	―	事業期間	平成　28　年度～（　2　年目）
事業内容	■相談支援事業所等への専門的指導、助言など、相談支援の中核的役割を担う「基幹相談支援センター」を設置することにより、障害のある方の相談体制の充実・強化を図る。 ○事業詳細 ［事業内容（平成29年度分）］ 金沢市障害者基幹相談支援センター（平成28年10月開設） 場　　所：金沢市広岡３丁目３番30号　金沢市企業局１階 開所時間：月～金　９：00～17：45 ○主な事業内容（平成29年度実績） １．相談支援体制の充実 ○相談支援事業所に対する専門的指導・助言　…　286件 ○相談支援事業所に対する研修会の企画・開催　…　16回開催（延べ197名参加） ２．障害福祉サービス提供事業所への専門的な支援 ○サービス提供事業所に対する専門的指導・助言　…　75件 ○サービス提供事業所に対する研修会の企画・開催　…　11回開催（延べ115名参加） ３．地域における関係機関との連携強化 ○医療、就労、教育機関等との連携強化 →関係機関に対する相談支援、連携、支援調整等　…　389件 ４．地域のニーズ・課題の整理、検討、発信 ○金沢市障害者自立支援協議会事務局会議の運営　…　12回開催 ５．権利擁護・虐待の防止 ○障害者等に対する虐待への対応　…　37件 ○権利擁護・虐待防止研修の企画・開催　…　２回開催 ○成年後見制度の利用に関する支援　…　４件		

【２　事業費および実績】

項　　目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（予算）
事業費		万円 ―	万円 ―	万円 2,000.7	万円 2,200.0	万円 3,079.0
指標	相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所に対する専門的指導・助言件数	―	―	141件	361件	―
指標	相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所に対する研修会開催回数	―	―	10回	16回	―

【３　市の評価】

一次評価（担当課評価）	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	―
	「基幹相談支援センター」は、平成28年10月に開設され、金沢市の重点戦略計画として位置づけられている。障害のある方への相談支援体制の充実・強化を図るため、今後も事業の安定的、持続的な維持が必要である。 金沢市内の相談支援の中核的役割を担う機関として今後とも事業の継続を図っていきたい。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	（こんなふうに見直していきます）			
	地域共生社会の実現に向けて、共生型サービスが導入されるなど、障害福祉サービスと医療･介護の連携及び包括的支援体制の構築が求められる中、平成31年４月の金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社の統合を踏まえ、相談支援体制の強化に努めるとともに、より効果的な事業内容への見直しを検討する必要がある。			

金沢市障害者基幹相談支援センター運営事業実施要領

（平成 28 年６月 30 日決裁）

（趣旨）

第１条　この要領は、金沢市地域生活支援事業実施実施要綱（平成18年10月１日決裁。）第２条の２に規定する基幹相談支援センター（以下「センター」という。）において実施する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領で使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。

（名称及び設置場所）

第３条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称　金沢市障害者基幹相談支援センター

(2) 位置　金沢市広岡３丁目３番30号　金沢市企業局　１階

（事業）

第４条　センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 次に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施に関する事業

ア　障害福祉サービス事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援事業を行う者に対する専門的指導及び助言

イ　法第 51 条の 17 第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者が作成する法第５条第 22 項に規定するサービス等利用計画、児童福祉法第 24 条の 26 第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する同法第６条の２の２第８項に規定する障害児支援利用計画の評価

ウ　対応困難事例への対応

(2) 次に掲げる相談支援体制の強化の取組に関する事業

ア　障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は児童福祉法第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援事業を行う者に対する研修会の企画及び開催

イ　医療機関、教育機関、就労支援機関等との意見交換会の企画及び開催

(3) 次に掲げる権利擁護及び虐待の防止に関する事業

ア　障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）に対する虐待への対応

イ　権利擁護及び虐待防止研修の企画及び開催

ウ　成年後見制度利用に関する支援

エ　地域住民に対する障害への理解促進のための活動

(4) 金沢市障害者自立支援協議会設置要綱（平成 24 年 11 月 1 日決裁）第８条に規定する事務局会議の運営

(5) その他市長が必要があると認める事業

（開所時間、閉所日等）

第５条　センターの開所時間は、午前９時から午後５時45分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

２　センターの閉所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉所することができる。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の１月３日までの日

３　前２項の規定にかかわらず、市長は、緊急の支援の要請に備え、夜間、休日等の相談に対応できる体制を整備するものとする。

（対象者）

第６条　実施事業の対象者は、本市の区域内において障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者又は本市に住所を有する障害者等、障害者等の家族、障害者等の介護を行う者、関係機関その他市長が必要があると認める者とする。

（人員体制）

第７条　市長は、センターに専門的職員として社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員又は保健師等の資格を有し、障害者等に対する福祉業務の実務経験がおおむね10年以上の者を配置するものとする。

（事業及び業務の委託）

第８条　市長は、金沢市地域生活支援事業実施要綱第２条の２第２項に基づき、センターに係る事業及び業務の一部を委託するときは、事業開始日までに受託者からセンターに

配置する専門的職員の推薦を受けた上で、当該事業及び業務の実施に要する次に掲げる費用を委託費として受託者に支払うものとする。

(1) 人件費（給与、賞与、手当、社会保険料事業主負担分等、当該事業及び業務の実施にあたる職員を雇用するために受託者が積算した額）

(2) 事業費

(3) 事務費

(4) 事務負担手数料

２　前項第４号の事務負担手数料については、市と受託者双方協議のうえ、決定するものとする。

（費用の負担）

第９条　センターの利用に関し、利用者負担は求めないものとする。

（雑則）

第10条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成28年10月３日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

金沢市障害者
基幹相談支援センター

〒920-0031 金沢市広岡３丁目３番30号
金沢市企業局１階
電 話：076-254-5656
FAX：076-254-5858
メ ー ル：kikan-kanazawa@arrow.ocn.ne.jp
開所時間：月～金曜日(平日)9:00 ～17:45
アクセス：金沢駅港口(西口)から徒歩7分

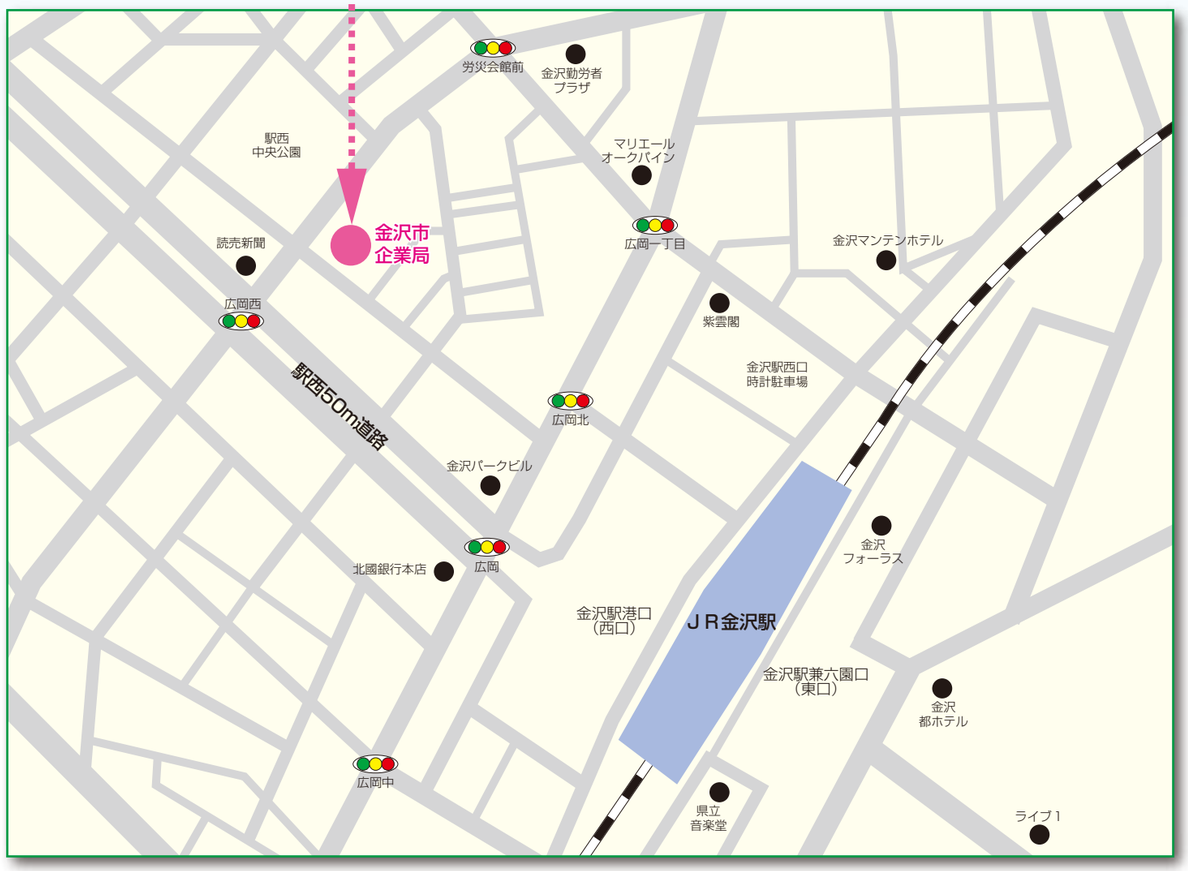

金沢市障害者 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは
障害のある人が安心して暮らしていけるよう
相談支援事業所や関係機関と連携し
地域における相談支援の中核的な役割を担います

基幹相談支援センターの役割

■相談支援体制の充実
- ●相談支援事業所に対する専門的指導・助言
- ●相談支援事業所に対する研修会の企画・開催
- ●指定相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」の評価

■障害福祉サービス提供事業所への専門的な支援
- ●障害福祉サービス提供事業所に対する専門的指導・助言
- ●障害福祉サービス提供事業所に対する研修会の企画・開催

■地域における関係機関との連携強化
- ●医療、就労、教育機関との連携強化

■地域のニーズ・課題の整理・検討・発信
- ●金沢市障害者自立支援協議会
  事務局会議の運営

■権利擁護・虐待防止の普及・啓発
- ●権利擁護、虐待防止研修の企画、開催
- ●成年後見制度利用に関する支援
- ●障害のある人等に対する虐待への対応

金沢市の相談支援体制

金沢市障害者基幹相談支援センター

連携

指導・助言　研修会の開催

障害福祉サービスを利用したいとき
様々な相談をしたいとき

障害のある人

障害福祉サービスを利用したいとき以外に
困りごとがあるとき

指導・助言

連携

指定相談支援事業所

相談支援専門員が、障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成し障害福祉サービス提供事業所につなぎます。その後も不都合がないかなどを定期的に確認し、必要に応じてサービス等利用計画の変更や修正を行います。

事業所名	所在地	TEL (市外局番076)	FAX (市外局番076)
相談支援事業所　あるふぁ	増泉1-20-17	280-9147	280-9148
相談支援センター　ひなげし	若草町12-7	243-0326	243-0327
相談支援センター 若草福祉作業所	十一屋町4-34	244-7731	244-7754
オープンセサミ城南	城南1-8-20	232-0100	232-0133
ピアサポートいしびき	石引2-1-2 荒井ビル	231-3316	231-3374
金沢市福祉サービス公社 相談支援事業所	芳斉2-3-28	260-0071	260-5706
サポートステーション wakuwaku（わくわく）	長土塀2-2-20	262-9739	262-9739
金沢市視覚障害者 地域生活支援センター	芳斉1-15-26	222-8782	222-1831
ケアサポート金沢 相談支援事業所	長町2-7-22	221-4455	222-6515
いえる相談支援事業所	長田2-14-4	255-1009	255-1149
相談支援事業所「きずな」	彦三町2-12-12	221-5800	221-5899
サポート24 相談支援事業所	東山3-11-14	251-0150	251-0130
障害福祉サービス事業所 鳴和の里	高柳町十字106-1	252-7344	256-0566
さくらCom	三池栄町156	282-9878	282-9868
相談支援センター 希望が丘	小坂町北184-1	256-0226	256-0346
相談支援事業所 グローブル	千木町イ2-1	255-6547	204-8155
相談支援事業所 やちぐさ	牧町チ71	251-5139	251-7750
ライフステージ	みずき3-235	258-5681	258-5681
アカシヤの里	粟崎町5-3-1	237-0294	237-0295
新世紀ケアサービス	粟崎町2-414	237-2311	237-3842
相談支援事業所 かないわ	普正寺町9-6	267-0601	267-0962

事業所名	所在地	TEL (市外局番076)	FAX (市外局番076)
すずらん相談支援	二口町イ109	222-2275	222-1171
ソーシャルネットかがやき	東力1-153	292-2044	292-2045
サンビレッジ	間明町1-231	292-2963	292-2964
ふれあいタウン特定相談支援事業所	有松2-4-32	245-5601	241-3561
相談支援・PorePore（ポレポレ）	三小牛町イ3-2	287-3414	287-3414
障害者相談支援センター わかば	別所町ク10	247-6787	247-6768
石川療育センター	上中町イ67-2	229-3033	229-3043
ピースマイルいおうが丘	田上本町ヨ24-5	262-6565	232-2380
やすらぎ相談支援センター	田上本町カ45-1	231-5477	231-6806
とらいあんぐる	吉原町ロ6-2	255-6166	255-6233
相談支援事業 こなん	忠縄町380	258-6001	258-6522
Vivaスタジオ	高尾町ル13	256-3590	256-3591
相談支援事業 ハーモニー	平和町1-2-28	242-5525	242-5526
コープいしかわケアセンター金沢	入江2-384	292-3390	292-3391
相談支援事業所 アヤカ	大豆田本町ハ17-2 犀川MIビル601	292-0660	292-0661
ヘルパーステーション愛	古府町南386-2	249-0005	249-0110
グロース	福増町北717	225-4305	225-4306
相談支援事業 トラスト	福増町南16	214-3700	214-3702
相談支援センター 夢工房	みどり3-130	205-5556	205-1731
S-veranda	若松町セ104-1	256-1011	256-1020

（平成28年8月末現在）

連携

委託相談支援事業所

金沢市では、専門性の高い相談ができる事業所に相談事業を委託しています。

事業所名（主な障害種別）	〒 所在地	連絡先（市外局番076）
金沢市福祉サービス公社（身体）	〒920−0862 芳斉2−3−28	TEL 260-0071 FAX 260-5706
オープンセサミ城南（知的）	〒920−0966 城南1−8−20	TEL 232-0100 FAX 232-0133
石川療育センター（児童）	〒920−1146 上中町イ67−2	TEL 229-3033 FAX 229-3043
相談支援事業所あるふぁ（精神）	〒921−8025 増泉1−20−17	TEL 280-9147 FAX 280-9148
ピアサポートいしびき（精神）	〒920−0935 石引2−1−2 荒井ビル	TEL 231-3316 FAX 231-3374

（平成28年8月末現在）

パンフレット訂正一覧

H.30.6.1現在

【 変 更 】委託相談支援事業所

	事業所（主な障害種別）	〒所在地	連絡先（市外局番076）	
変更前	オープンセサミ城南　（知的）	〒920-0966　城南1-8-20	232-0100	232-0133
変更後	同上	同上	同上	**262-2291**

【 変 更 】指定相談支援事業所

	事業所	〒所在地	連絡先（市外局番076）	
変更前	オープンセサミ城南	城南1-8-20	232-0100	232-0133
変更後	同上	同上	同上	**262-2291**
変更前	グロース	鳴瀬元町イ247	255-3162	255-3163
変更後	**相談支援事業所　たいむ**	**中屋1丁目93番地**	**287-5649**	**287-6649**
変更前	サポート24相談支援事業所	東山3-11-14	251-0150	251-0130
変更後	同上	**田上の里1丁目139番地**	**255-1577**	**255-1578**
変更前	コープいしかわケアセンター金沢	入江2－384	292-3390	292-3391
変更後	**コープいしかわ相談支援事業所**	**戸板2丁目73番地**	**222-6150**	**222-6152**
変更前	相談支援・PorePore(ポレポレ)	三小牛町イ3番地2	287-3414	287-3414
変更後	同上	同上	同上	**287 - 0886**

【 追 加 】指定相談支援事業所

	事業所	〒所在地	連絡先（市外局番076）	
新規	**相談支援事業所　結**	**彦三町2丁目1番10号 真和ビル2階**	**080-3744-1233**	**221-1233**
新規	**ギフト相談支援事業所**	**粟崎町1丁目34番地**	**080-3741-0484**	**050 - 3488 - 4105**
新規	**相談支援事業所　聖ヨゼフ苑**	**打木町東155番地**	**240 - 6221**	**240 - 2001**
新規	**相談支援事業所 医王病院あすなろ**	**岩出町ニ73番地1**	**258 - 1180**	**258 - 6719**

基幹相談支援センターについて

障害福祉課	H30.9

設置目的

相談支援の中核的役割を担う「基幹相談支援センター」を設置することにより、相談支援体制の強化を図る
※設置根拠　障害者総合支援法第77条の２第２項

担う役割と具体的業務

１．相談支援の質の向上
・相談支援事業所に対する専門的指導・助言
・相談支援事業所に対する研修会の企画・開催
・指定相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」の評価

２．サービスの質の向上
・サービス提供事業所に対する専門的指導・助言
・サービス提供事業所に対する研修会の企画・開催

３．連携強化の取組
・医療機関・就労機関・教育機関等との連携強化のための取組（他職種意見交換会の開催等）

４．地域のニーズ・課題の整理・検討
・金沢市障害者自立支援協議会事務局会議の運営
※金沢市障害者自立支援協議会事務局会議の内容
ケース会議を通じての障害者等のニーズや課題の把握
自立支援協議会の協議事項や提出資料等の調整

５．権利擁護・虐待の防止
・障害者等に対する虐待への対応
・権利擁護・虐待防止研修の企画・開催
・成年後見制度利用に関する支援

６．その他
・対応に苦慮する事例への対応
・地域住民に対する障害への理解促進のための取組

設置箇所･運営方法等

設置場所　金沢市広岡３丁目３番30号　金沢市企業局１階

設置箇所　１箇所

開設時間　平日　9:00～17:45
（夜間・土・日・祝日は携帯電話にて受付し、24時間対応とする）

職員数　４名（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員の有資格者）

設置年月　平成28年10月

運営方法　障害者相談支援事業実施実績のある複数法人の人員で構成

平成29年度 金沢市障害者基幹相談支援センター　事業報告

平成30年3月31日

1. 事業報告の概要

相談支援体制の充実に向け、個々の相談支援専門員が主体的に取り組める研修を企画、開催いたしました。また、相談支援の業務を円滑に進めるために、基本的な知識や手続きの流れをまとめた冊子「相談支援の進め方」を作成しました。

障害福祉サービスを提供する事業所に対しては、相談支援専門員との合同スキルアップ研修を実施しました。内容は、障害特性や社会資源サービスの理解を深めるもの、権利擁護、虐待防止に関するもの等を取上げました。

また、普及、啓発活動として、一般市民も対象に含めた権利擁護講演会を開催しました。

自立支援協議会の事務局会議の運営については、各専門部会からの報告を受け活動内容を共有するともに相談支援専門員の定例会とのつながりも進めました。

取り組みの具体的な内容は、以下の通りです。

2. 平成29年度業務内容

（1）相談支援体制の充実

①相談支援事業所に対する専門的指導・助言

・相談支援事業所に対する支援窓口として、各種相談に対応しました。

相談内容	支援先	事業所数	件数
個別相談 （個別のケース相談）	委託相談支援事業所	6事業所	26件
	指定相談支援事業所	16事業所	63件
一般相談 （個別相談以外の事業所支援、連携）	委託相談支援事業所	7事業所	121件
	指定相談支援事業所	29事業所	76件

※資料1～3参照

・相談支援事業所からの相談事例に対して、事例検討を行い指導・助言を行いました（11事例）。

・2ヶ月に一回の相談支援事業所のグループ毎定例会に参加し、事務局会議の報告ならびに各専門部会の報告を行いました。現場の課題の共有や事例への助言を行いました。

グループ別開催状況						
		1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ
第1回	開催日	4月27日(木)　合同開催				
	参加人数	10名	9名	12名	13名	10名
第2回	開催日	6月21日(水)	6月22日(木)	6月20日(火)	6月21日(水)	6月15日(木)
	参加人数	12名	12名	14名	12名	9名
第3回	開催日	9月5日(火)	8月24日(木)	8月23日(水)	8月30日(水)	8月31日(木)
	参加人数	12名	8名	13名	9名	10名
第4回	開催日	10月31日(火)	10月26日(木)	10月19日(木)	10月25日(水)	10月12日(木)
	参加人数	9名	13名	14名	11名	9名
第5回	開催日	12月20日(水)	12月21日(木)	12月20日(水)	12月20日(水)	12月14日(木)
	参加人数	8名	13名	16名	10名	9名
第6回	開催日	2月16日(金)	2月22日(木)	2月28日(水)	3月7日(水)	2月15日(木)
	参加人数	9名	10名	14名	13名	9名

・相談支援事業所を訪問し、相談支援体制の状況確認を行いました。
（4月 1箇所、7月 1箇所）
・指定や委託の相談支援事業所に対し、金沢市障害福祉課を通して、メールにて相談支援に関連する研修等の情報提供を行いました。
・センター入り口に相談支援専門員向けの図書コーナーを設置し、書籍やDVDの貸し出しを行いました。併せて事業所情報や相談支援に関連するパンフレット等、情報を置くコーナーを設け、相談支援専門員が立ち寄れる場をつくりました。
・新規に購入したDVDの上映会を2・3月に計3回実施しました。
DVD「面接への招待～核心をはずさない相談援助面接の技法～」

②相談支援事業所に対する研修会の企画・開催　　※研修実施一覧表参照

相談支援事業所に対する研修を以下の通り行いました。
・相談支援専門員研修会1回（参加53名・38事業所）
・相談支援専門員スキルアップ研修　計6回（相談支援専門員の参加延べ人数91名）
・相談支援事業所・サービス提供事業所合同スキルアップ研修　計9回
（相談支援専門員の参加延べ人数53名）

③指定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の評価

市役所において、無作為に抽出したサービス等利用計画とモニタリングの評価を行いました。
（12月22日、2月14日、3月18日）

④本人・家族等からの相談

・本人・家族等からの直接の相談があり、必要に応じて関係機関につなぐ等の対応を行いました。

相談者	対象者数	対応件数
本人・家族	23名	50件
親族	2名	3件
友人	1名	1件
成年後見人(補佐)	1名	2件
計	27名	56件

⑤冊子「相談支援の進め方」の作成

・定例会にて相談支援の進め方について確認できるものを求める意見があり、障害福祉課と協働して冊子を作成し市のホームページに掲載しました。

⑥相談支援受入可能人数について

・1月より相談支援事業所の相談支援受入可能人数（月毎）を集約し、市のホームページに掲載しました。

（2）障害福祉サービス提供事業所への専門的な支援

①障害福祉サービス提供事業所に対する専門的指導・助言

・障害福祉サービス提供事業所に対しての、相談支援、連携、支援調整等を行いました。

相談内容	支援事業所数	件数
個別相談 （個別のケース相談）	10事業所	27件
一般相談 （個別相談以外の事業所支援、連携）	20事業所	48件

※資料1～3参照

・障害福祉サービス提供事業所からの相談事例に対して、事例検討を行い指導助言を行いました（2事例）。
・障害福祉サービス提供事業所を訪問し現状の把握と情報交換を行いました（4月 3事業所、7月 2事業所）。

・障害福祉サービス提供事業所に対し、金沢市障害福祉課を通じて、メールにてサービス提供に関連する研修会等の情報発信を行うと共に、センター内の情報コーナーも立ち寄れる場としました。

②障害福祉サービス提供事業所に対する研修会の企画・開催　※研修実施一覧表参照

・相談支援事業所とサービス提供事業所との合同スキルアップ研修を計9回実施しました。
（サービス提供事業所職員の延べ参加人数96名）
また、相談支援専門員スキルアップ研修6回のうち2回をサービス提供事業所も対象として実施しました。
（サービス提供事業所職員の延べ参加人数19名）

（3）地域における関係機関との連携強化

①医療機関・就労機関・教育機関等との連携強化のための取組み

・関係機関に対して、相談支援、連携、支援調整等を行いました。

相談内容	行政機関	地域包括・介護保険事業所等	教育機関	医療機関	その他関係機関
個別相談（個別のケース相談）	6機関 50件	7機関 16件	1機関 1件	4機関 9件	11機関 34件
一般相談（個別相談以外の事業所支援、連携）	5機関 109件	6機関 17件	3機関 10件	4機関 17件	34機関 126件

※県外の機関からの相談（６機関）　※資料1～3参照

・関連機関からの相談事例に対して、事例検討を行い指導助言を行いました（２事例）。
・関係機関を訪問し、情報交換を行いました（８機関）。
・関係機関からの依頼により、会議に出席しました（17会議）。
・関係機関からの依頼により、講師派遣を行いました（10回）。

（4）地域のニーズ・課題の整理・検討・発信

①金沢市障害者自立支援協議会事務局会議の運営

・事務局会議運営のため、議題整理等の事前打合せを行いました。また、自立支援協議会全体会や各専門部会にも事務局として参加し全体の把握を行いました。

□事前打合せと事務局会議の開催状況

開催日		内　容
第1回	4月11日 4月20日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.平成29年度活動スケジュールについて 2.法律支援に関する協定について 3.平成29年4月27日（木）相談支援事業所研修会について 4.個別支援会議について
第2回	5月16日 5月25日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.金沢市障害者自立支援協議会について 2.相談支援事業所の研修について 3.相談支援事業所定例会について 4.児童系サービス事業所一覧について 5.相談支援事業所と関係機関との連携について

第3回	6月14日 6月24日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.ごみ出し収集支援モデル事業について 2.障害者虐待防止対応について 3.金沢市自立支援協議会について 4.相談支援事業所定例会について 5.研修会報告について 6.個別支援会議について
第4回	7月18日 7月27日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.自立支援協議会、施策推進協議会の報告について 2.平成29年度石川県自立支援協議会第1回ネットワーク会議について 3.個別相談に対する対応について 4.指定相談支援事業所業務調査、児童系サービス事業所一覧について 5.平成30年4月1日施行予定の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う関係政令・関係政令の改正案について 6.相談支援事業所定例会報告について
第5回	8月16日 8月24日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.自立支援協議会の報告について 2.平成29年度石川県自立支援協議会第1回ネットワーク会議について 3.石川県障害福祉分野研修企画委員の推薦について 4.指定相談支援事業所業務調査について 5.事例検討会の進め方について
第6回	9月13日 9月28日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.自立支援協議会の報告について 2.相談支援事業所定例会について 3.研修会報告について 4.事務局より
第7回	10月13日 11月1日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.金沢市保健局健康政策課、福祉健康センターより 2.自立支援協議会全体会について 3.相談支援事業所あて通知について 4.来年度の相談支援事業所定例会のあり方について 5.研修の報告について 6.自立支援協議会の報告について
第8回	11月13日 11月21日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.障害者虐待防止パンフレットについて 2.自立支援協議会全体会(H29.11.8実施)及び第5期障害福祉計画について 3.相談支援事業所の進め方について 4.来年度の相談支援事業所定例会のあり方について 5.来年度の基幹相談支援センターの研修について 6.相談支援事業所定例会の報告

第9回	12月13日 12月21日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.施策推進協議会及び自立支援協議会より 2.第5期金沢市障害福祉計画及び第1期金沢市障害児福祉計画について 3.相談支援事業の進め方について 4.来年度の相談支援事業所定例会のあり方について 5.来年度の基幹相談支援センターの研修について 6.研修報告及び今後の研修予定について
第10回	12月13日 12月21日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.自立支援協議会より 2.第5期金沢市障害福祉計画及び第1期金沢市障害児福祉計画について 3.平成29年度石川県自立支援協議会第2回ネットワーク会議について 4.定例会の報告について 5.来年度の定例会の進め方について 6.来年度の基幹相談支援センターの研修予定について
第11回	2月14日 2月22日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.自立支援協議会より 2.平成30年度第1回相談支援事業所全体研修会について 3.来年度の基幹相談支援センターの研修予定について
第12回	3月9日 3月22日	事務局会議運営事前打合せ 事務局会議 1.自立支援協議会より 2.平成30年度相談支援事業所定例会のグループ割りについて 3.相談支援事業所定例会報告について 4.来年度の基幹相談支援センター実施研修について

□金沢市障害者自立支援協議会全体会参加状況

第1回　6月2日
第2回 11月8日
第3回 2月15日

□専門部会参加状況

就　労	児　童	地域生活支援拠点等整備検討
第1回　5月23日	第1回　7月28日	第1回　6月　9日
第2回　7月19日	第2回　8月28日	第2回 10月27日
第3回　9月29日	第3回　9月26日	第3回　2月　1日
第4回 11月24日	第4回 10月26日	
第5回　1月24日	第5回　3月13日	
第6回　3月25日		

（5）権利擁護・虐待防止の普及・啓発

①障害者等に対する虐待への対応

・虐待防止相談窓口としての対応を次の通り行いました。

対象者数	5 名	
対応件数	37 件	
対応の内訳	通報受付	1件
	事実確認・訪問調査同行	5件
	コア会議、ケース会議の参加	3件
	その他連絡調整等	28件

②権利擁護・虐待防止研修の企画・開催

開催日	内　容
8月29日	市民向け権利擁護講演会 「障害者差別解消法ってなぁに？ ～ 一人ひとりを大切にしていくまちづくり～ 」 講師 西宮市社会福祉協議会 相談支援事業課　相談総務係係長　玉木幸則氏
10月13日	金沢市障害者虐待防止研修 ① 行政説明 「障害者虐待防止の現状と金沢市における取り組み」 ②講演会 「障害者虐待防止法で変わったこと・まだ変えなくてはならないこと」 講師 独立行政法人 国立重度障害者総合施設のぞみの園 事業企画研究部 部長 志賀 利一氏

※研修実施一覧表参照

③成年後見制度の利用に関する支援

対象者数	3名
対応件数	4件

（6）その他

①広報誌

・ニュースレターを発行しました。

第2号　5月16日発行

第3号　11月13日発行

②調査、集計作業

・相談支援事業所の業務調査票の集計作業に協力しました。

・市のホームページに掲載する「障害のある児童の通所サービス事業所一覧」の作成に協力しました。

資料 1

個別相談(個別のケース相談)件数

		平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月	合計
①相談元機関	委託相談支援事業所	2	3	6	4	2	4	1	3	1	0	0	0	26
	指定相談支援事業所	4	5	11	8	2	0	7	6	5	7	2	6	63
	行政	7	8	7	4	0	4	0	7	2	2	4	5	50
	障害福祉サービス事業所	4	4	2	3	1	0	0	4	2	4	0	3	27
	地域包括・介護保険事業所等	6	4	1	0	0	1	1	0	0	0	2	1	16
	教育機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	医療機関	0	3	0	0	0	0	0	3	0	1	1	1	9
	その他関係機関	3	4	6	2	3	0	0	4	2	4	6	0	34
	本人・家族等	4	3	15	5	4	0	3	6	2	7	3	4	56
	計	30	34	48	26	12	9	12	33	14	25	18	21	282
②支援方法	訪問	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	1	0	6
	来所	1	0	3	1	2	0	1	0	0	1	1	0	10
	同行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電話	7	3	9	7	1	1	1	7	1	6	1	4	48
	電子メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個別支援会議	0	2	1	1	1	1	0	1	0	0	2	0	9
	関係機関	22	29	32	16	8	7	7	21	12	18	12	17	201
	その他	0	0	3	1	0	0	2	1	0	0	1	0	8
	計	30	34	48	26	12	9	12	33	14	25	18	21	282
③支援内容（重複あり）	障害福祉サービスの利用	22	34	32	20	7	8	9	18	5	21	11	9	196
	障害や病状の理解	3	1	1	0	0	0	0	2	1	0	2	1	11
	健康・医療	1	0	2	1	1	0	1	2	0	1	0	0	9
	不安の解消・情緒安定	2	0	0	1	4	0	0	0	0	0	1	0	8
	保育・教育	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	家族関係・人間関係	0	0	5	2	2	3	2	5	1	4	4	0	28
	家計・経済	1	0	3	2	1	0	1	0	0	3	0	0	11
	生活技術	0	0	0	2	1	0	2	4	3	2	4	0	18
	就労	0	0	9	0	2	0	3	3	3	0	0	0	20
	社会参加・余暇活動	0	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	5
	権利擁護	1	0	2	3	0	6	2	10	3	4	5	9	45
	その他	13	1	14	2	3	1	2	2	4	1	0	3	46
	計	43	36	69	35	23	18	22	48	20	36	27	22	399
④対応時間	15分以内	20	27	37	17	6	5	5	20	4	19	12	18	190
	30分以内	6	4	5	4	2	2	3	4	7	5	1	3	46
	1時間以内	2	2	4	4	3	2	3	4	3	0	5	0	32
	2時間以内	2	1	2	1	1	0	0	5	0	1	0	0	13
	3時間以内	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	3時間以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	30	34	48	26	12	9	12	33	14	25	18	21	282
⑤対象者の状況（重複あり）	身体障害	14	10	3	5	0	1	2	6	1	0	0	1	43
	重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害	12	8	18	13	4	0	6	14	4	13	6	13	111
	精神障害	13	1	22	1	6	5	4	13	8	4	7	6	90
	発達障害	1	5	10	15	4	6	2	0	3	5	0	2	53
	高次脳機能障害	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	9
	その他	5	6	0	2	0	0	0	1	0	8	2	0	24
	計	45	35	53	36	14	12	14	34	17	30	18	22	330

平成29年4月～平成30年3月の合計件数

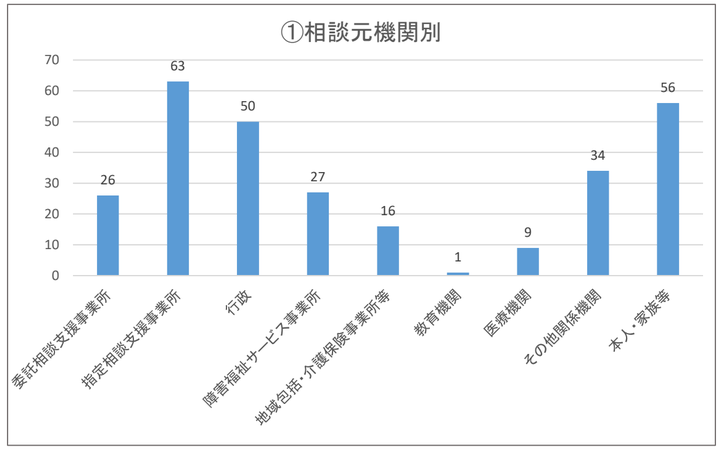

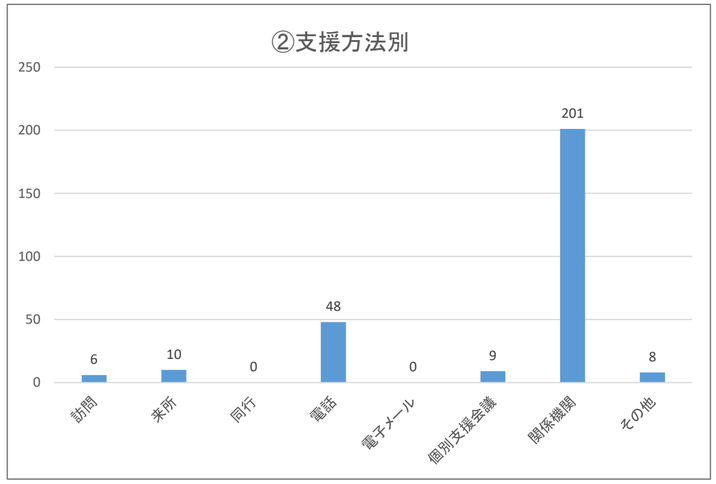

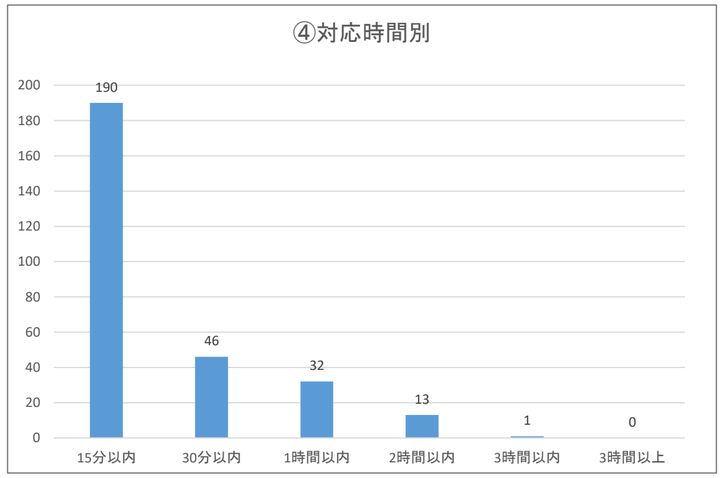

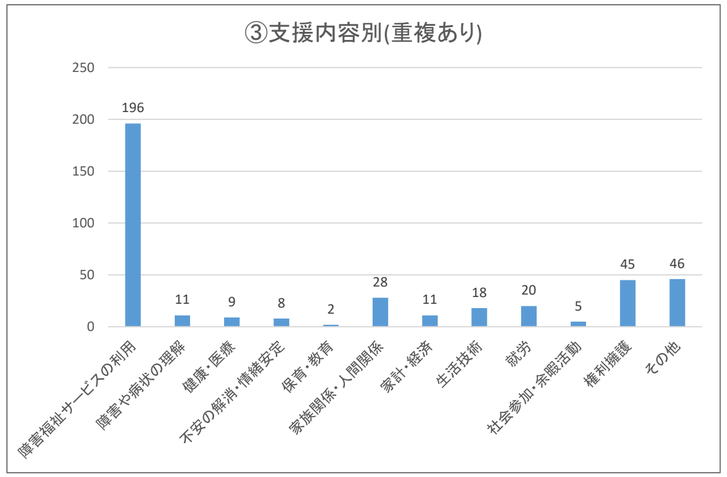

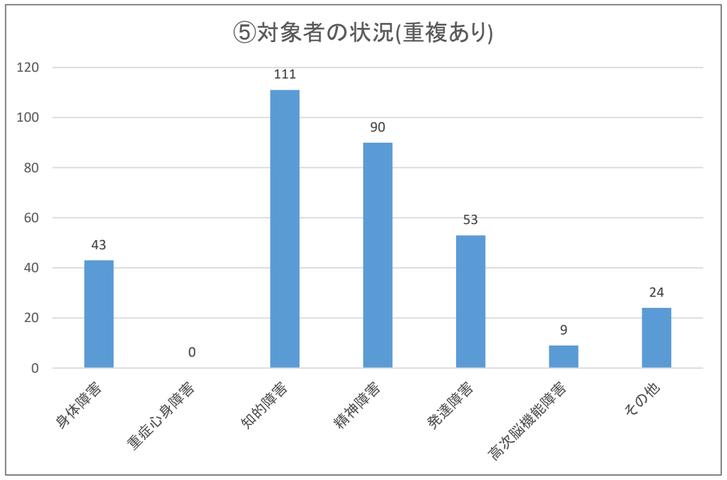

資料 2

新規個別相談（個別のケース相談）対象者の内訳と相談経路　【平成29年4月～平成30年3月】

障害別内訳

実人数		内訳(重複あり)						
		身体	重症心身	知的	精神	発達	高次 脳機能	その他 不明
障害者	62	14	0	17	25	5	4	9
障害児	9	0	0	4	0	3	0	2
計	71	14	0	21	25	8	4	11

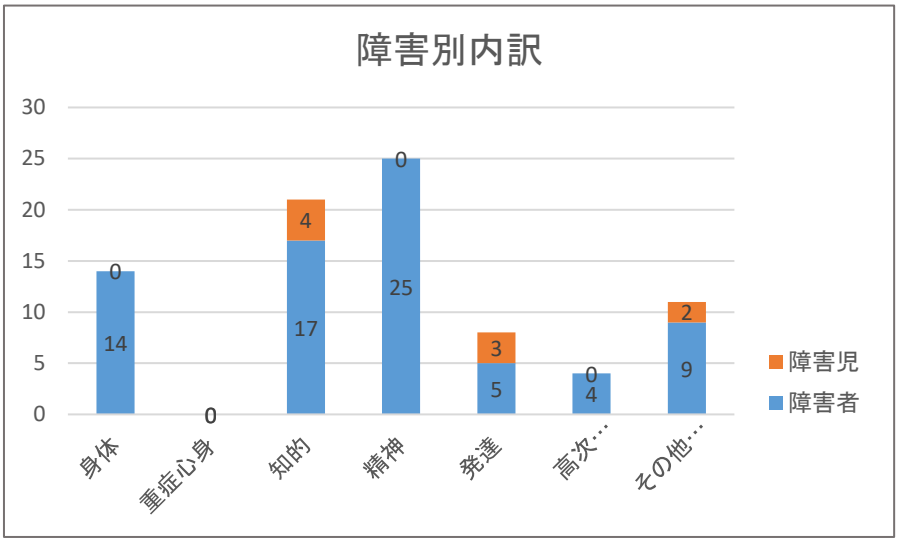

相談経路

相談経路	委託･指定相談	行政	関係機関	医療機関	本人･家族等	合計
実人数	15	5	22	2	27	71

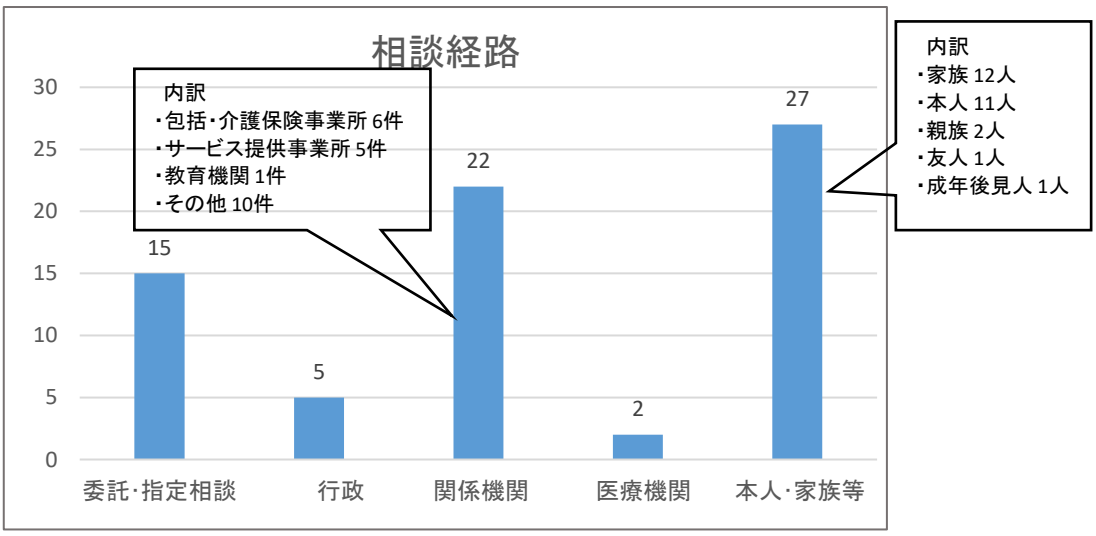

資料 3

一般相談（事業所支援・連携）件数

		平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月	合計
①相談元機関	委託相談支援事業所	2	0	3	7	21	28	16	6	14	5	12	7	121
	指定相談支援事業所	4	0	4	6	3	4	10	6	8	9	9	13	76
	行政	4	2	5	18	14	13	5	9	13	14	5	7	109
	障害福祉サービス事業所	7	0	5	11	2	3	0	3	4	5	4	4	48
	地域包括・介護保険事業所等	0	0	0	0	0	0	3	2	1	1	5	5	17
	教育機関	0	1	1	0	0	0	2	0	1	0	2	3	10
	医療機関	4	3	3	2	0	1	1	1	1	0	0	1	17
	その他関係機関	12	1	9	9	17	3	6	20	16	13	16	4	126
	本人・家族等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	33	8	30	53	57	52	43	47	58	47	53	44	525
②支援方法	訪問	5	1	2	8	4	4	0	3	4	0	1	0	32
	来所	8	2	6	8	3	6	6	8	3	4	4	7	65
	同行	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3
	電話	13	4	12	25	36	30	26	34	40	36	41	27	324
	電子メール	6	1	6	7	11	8	1	1	8	3	4	4	60
	個別支援会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	関係機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	4	5	3	3	8	1	3	4	3	6	41
	計	33	8	30	53	57	52	43	47	58	47	53	44	525
③支援内容（重複あり）	障害福祉サービスの利用	4	0	3	4	0	7	6	6	0	9	7	11	57
	障害や病状の理解	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	健康・医療	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3
	不安の解消・情緒安定	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	保育・教育	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	1	5
	家族関係・人間関係	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	家計・経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活技術	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	就労	0	0	0	1	3	0	0	4	2	0	0	0	10
	社会参加・余暇活動	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	権利擁護	0	0	1	0	0	3	0	3	2	0	0	0	9
	その他	28	8	27	50	54	46	35	35	51	38	47	31	450
	計	33	8	32	55	60	58	43	49	59	47	54	45	543
④対応時間	15分以内	24	5	25	36	46	40	33	38	50	38	50	35	420
	30分以内	7	1	3	7	5	4	4	1	6	8	1	7	54
	1時間以内	1	2	2	4	4	5	3	6	1	0	1	0	29
	2時間以内	1	0	0	5	2	3	2	2	0	1	1	1	18
	3時間以内	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	3時間以上	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	計	33	8	30	53	57	52	43	47	58	47	53	44	525

平成29年4月～平成30年3月の合計件数

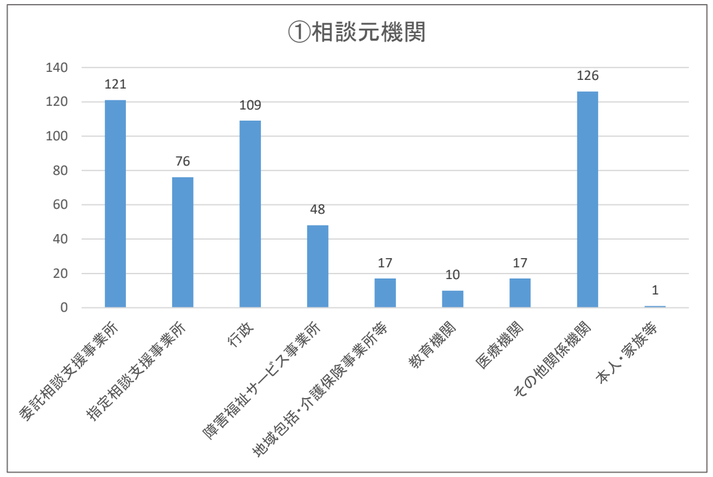

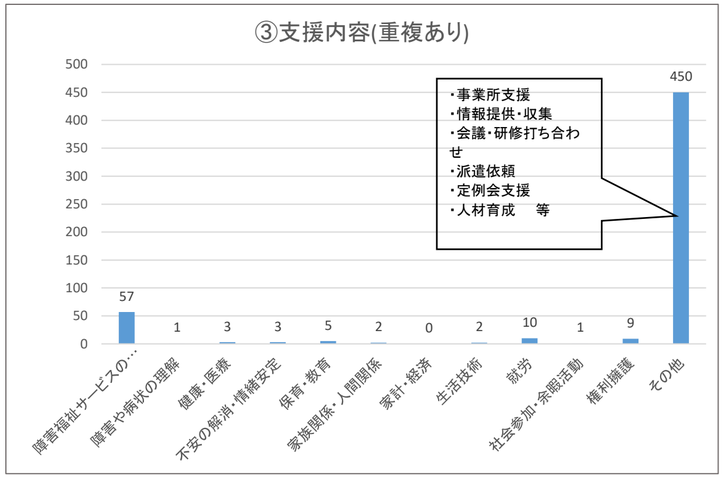

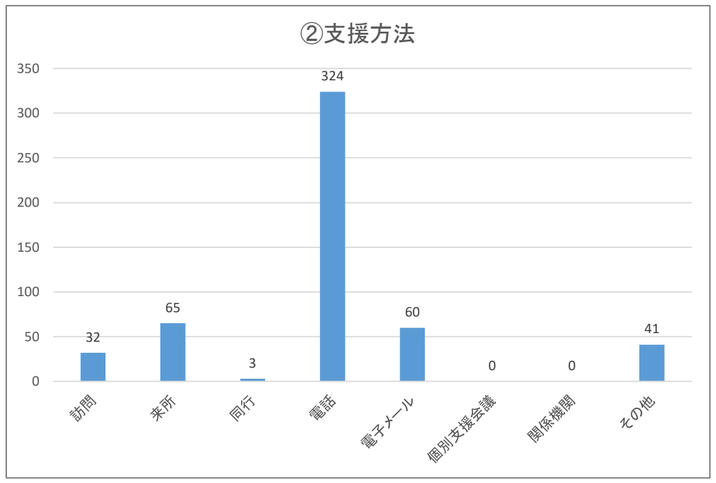

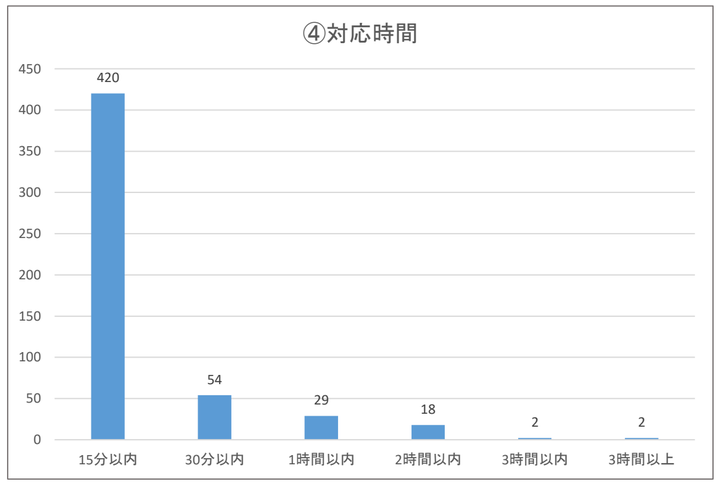

基幹相談支援センター実績

相談件数

	平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月	4月～9月小計	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月	10月～3月小計	合計	相談件数
①個別相談(個別のケース相談)	30	34	48	26	12	9	159	12	33	14	25	18	21	123	282	①個別相談
②一般相談(事業所支援・連携)	33	8	30	53	57	52	233	43	47	58	47	53	44	292	525	②一般相談
計	63	42	78	79	69	61	392	55	80	72	72	71	65	415	807	計
③その他(地域支援調整等)	46	45	51	42	45	41	270	43	53	33	29	33	31	222	492	③その他(地域支援調整等)

内訳

		平成29年4月			平成29年5月			平成29年6月			平成29年7月			平成29年8月			平成29年9月			小計			平成29年10月			平成29年11月			平成29年12月			平成30年1月			平成30年2月			平成30年3月			小計			合計			内訳	
		①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③		
相談元機関	委託相談支援事業所	2	2	0	3	0	0	6	3	0	4	7	0	2	21	0	4	28	0	21	61	0	1	16	0	3	6	0	1	14	0	0	5	1	0	12	0	0	7	1	5	60	2	26	121	0	相談元機関	委託相談支援事業所
	指定相談支援事業所	4	4	0	5	0	0	11	4	0	8	6	0	2	3	0	0	4	0	30	21	0	7	10	0	6	6	0	5	8	0	7	9	0	2	9	0	6	13	0	33	55	0	63	76	0		指定相談支援事業所
	行政	7	4	1	8	2	0	7	5	3	4	18	3	0	14	3	4	13	4	30	56	14	0	5	1	7	9	1	2	13	2	2	14	2	4	5	0	5	7	2	20	53	8	50	109	22		行政
	障害福祉サービス事業所	4	7	0	4	0	0	2	5	0	3	11	0	1	2	0	0	3	0	14	28	0	0	0	0	4	3	0	2	4	0	4	5	0	0	4	2	3	4	0	13	20	2	27	48	2		障害福祉サービス事業所
	地域包括・介護保険事業所等	6	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	12	0	0	1	3	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	2	5	0	1	5	0	4	17	0	16	17	0		地域包括・介護保険事業所等
	教育機関	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	2	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	1	8	3	1	10	4		教育機関
	医療機関	0	4	2	3	3	0	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3	13	3	0	1	0	3	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	6	4	2	9	17	5		医療機関
	その他関係機関	3	12	0	4	1	0	6	9	0	2	9	0	3	17	1	0	3	2	18	51	3	0	6	0	4	20	2	2	16	2	4	13	4	6	16	3	0	4	0	16	75	11	34	126	14		その他関係機関
	本人・家族等	4			3	1		15			5			4			0			31	1	0	3			6			2			7			3			4			25	0	0	56	1	0		本人・家族等
	計	30	33	3	34	8	0	48	30	4	26	53	3	12	57	4	9	52	7	159	233	21	12	43	2	33	47	5	14	58	4	25	47	8	18	53	5	21	44	4	123	292	28	282	525	49		計
支援方法	訪問	0	5		0	1		0	2		0	8		0	4		0	4		0	24	0	1	0		3	3		1	4		0	0		1	1		0	0		6	8	0	6	32	0	支援方法	訪問
	来所	1	8		0	2		3	6		1	8		2	3		0	6		7	33	0	1	6		0	8		0	3		1	4		1	4		0	7		3	32	0	10	65	0		来所
	同行	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	1		0	1	0	0	2		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	2	0	0	3	0		同行
	電話	7	13		3	4		9	12		7	25		1	36		1	30		28	120	0	1	26		7	34		1	40		6	36		1	41		4	27		20	204	0	48	324	0		電話
	電子メール	0	6		0	1		0	6		0	7		0	11		0	8		0	39	0	0	1		0	1		0	8		0	3		0	4		0	4		0	21	0	0	60	0		電子メール
	個別支援会議	0	0		2	0		1	0		1	0		1	0		1	0		6	0	0	0	0		1	0		0	0		0	0		2	0		0	0		3	0	0	9	0	0		個別支援会議
	関係機関	22	0		29	0		32	0		16	0		8	0		7	0		114	0	0	7	0		21	0		12	0		18	0		12	0		17	0		87	0	0	201	0	0		関係機関
	その他	0	1		0	0		3	4		1	5		0	3		0	3		4	16	0	2	8		1	1		0	3		0	4		1	3		0	6		4	25	0	8	41	0		その他
	計	30	33	0	34	8	0	48	30	0	26	53	0	12	57	0	9	52	0	159	233	0	12	43	0	33	47	0	14	58	0	25	47	0	18	53	0	21	44	0	123	292	0	282	525	0		計
支援内容（重複あり）	障害福祉サービスの利用	22	4		34	0		32	3		20	4		7	0		8	7		123	18	0	9	6		18	6		5	0		21	9		11	7		9	11		73	39	0	196	57	0	支援内容（重複あり）	障害福祉サービスの利用
	障害や病状の理解	3	1		1	0		1	0		0	0		0	0		0	0		5	1	0	0	0		2	0		1	0		0	0		2	0		1	0		6	0	0	11	1	0		障害や病状の理解
	健康・医療	1	0		0	0		2	0		1	0		1	0		0	0		5	0	0	1	0		2	0		0	1		1	0		0	0		0	2		4	3	0	9	3	0		健康・医療
	不安の解消・情緒安定	2	0		0	0		0	0		1	0		4	3		0	0		7	3	0	0	0		0	0		0	0		0	0		1	0		0	0		1	0	0	8	3	0		不安の解消・情緒安定
	保育・教育	0	0		0	0		0	1		1	0		1	0		0	0		2	1	0	0	1		0	0		0	2		0	0		0	0		0	1		0	4	0	2	5	0		保育・教育
	家族関係・人間関係	0	0		0	0		5	0		2	0		2	0		3	2		12	2	0	2	0		5	0		1	0		4	0		4	0		0	0		16	0	0	28	2	0		家族関係・人間関係
	家計・経済	1	0		0	0		3	0		2	0		1	0		0	0		7	0	0	1	0		0	0		0	0		3	0		0	0		0	0		4	0	0	11	0	0		家計・経済
	生活技術	0	0		0	0		0	0		2	0		1	0		0	0		3	0	0	2	1		4	0		3	1		2	0		4	0		0	0		15	2	0	18	2	0		生活技術
	就労	0	0		0	0		9	0		0	1		2	3		0	0		11	4	0	3	0		3	4		3	2		0	0		0	0		0	0		9	6	0	20	10	0		就労
	社会参加・余暇活動	0	0		0	0		1	0		1	0		1	0		0	0		3	0	0	0	0		2	1		0	0		0	0		0	0		0	0		2	1	0	5	1	0		社会参加・余暇活動
	権利擁護	1	0		0	0		2	1		3	0		0	0		6	3		12	4	0	2	0		10	3		3	2		4	0		5	0		9	0		33	5	0	45	9	0		権利擁護
	その他	13	28		1	8		14	27		2	50		3	54		1	46		34	213	0	2	35		2	35		4	51		1	38		0	47		3	31		12	237	0	46	450	0		その他
	計	43	33	0	36	8	0	69	32	0	35	55	0	23	60	0	18	58	0	224	246	0	22	43	0	48	49	0	20	59	0	36	47	0	27	54	0	22	45	0	175	297	0	399	543	0		計
対応時間	15分以内	20	24		27	5		37	25		17	36		6	46		5	40		112	176	0	5	33		20	38		4	50		19	38		12	50		18	35		78	244	0	190	420	0	対応時間	15分以内
	30分以内	6	7		4	1		5	3		4	7		2	5		2	4		23	27	0	3	4		4	1		7	6		5	8		1	1		3	7		23	27	0	46	54	0		30分以内
	1時間以内	2	1		2	2		4	2		4	4		3	4		2	5		17	18	0	3	3		4	6		3	1		0	0		5	1		0	0		15	11	0	32	29	0		1時間以内
	2時間以内	2	1		1	0		2	0		1	5		1	2		0	3		7	11	0	0	2		5	2		0	0		1	1		0	1		0	1		6	7	0	13	18	0		2時間以内
	3時間以内	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	0	1	0		0	0		0	1		0	0		0	0		0	1		1	2	0	1	2	0		3時間以内
	3時間以上	0	0		0	0		0	0		0	1		0	0		0	0		0	1	0	0	1		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	1	0	0	2	0		3時間以上
	計	30	33	0	34	8	0	48	30	0	26	53	0	12	57	0	9	52	0	159	233	0	12	43	0	33	47	0	14	58	0	25	47	0	18	53	0	21	44	0	123	292	0	282	525	0		計
対象者の状況（重複あり）	身体障害	14			10			3			5			0			1			33	0	0	2			6			1			0			0			1			10	0	0	43	0	0	対象者の状況（重複あり）	身体障害
	重症心身障害	0			0			0			0			0			0			0	0	0	0			0			0			0			0			0			0	0	0	0	0	0		重症心身障害
	知的障害	12			8			18			13			4			0			55	0	0	6			14			4			13			6			13			56	0	0	111	0	0		知的障害
	精神障害	13			1			22			1			6			5			48	0	0	4			13			8			4			7			6			42	0	0	90	0	0		精神障害
	発達障害	1			5			10			15			4			6			41	0	0	2			0			3			5			0			2			12	0	0	53	0	0		発達障害
	高次脳機能障害	0			5			0			0			0			0			5	0	0	0			0			1			0			3			0			4	0	0	9	0	0		高次脳機能障害
	その他	5			6			0			2			0			0			13	0	0	0			1			0			8			2			0			11	0	0	24	0	0		その他
	計	45	0	0	35	0	0	53	0	0	36	0	0	14	0	0	12	0	0	195	0	0	14	0	0	34	0	0	17	0	0	30	0	0	18	0	0	22	0	0	135	0	0	330	0	0		計
新規相談経路（実人数）	委託・指定相談	2			0			2			2			0			1			7	0	0	2			3			2			0			0			1			8	0	0	15	0	0	新規相談経路（実人数）	委託・指定相談
	行政	0			0			1			1			0			0			2	0	0	0			1			2			0			0			0			3	0	0	5	0	0		行政
	関係機関	4			4			0			3			2			1			14	0	0	0			3			1			0			1			3			8	0	0	22	0	0		関係機関
	医療機関	0			1			0			0			0			0			1	0	0	0			1			0			0			0			0			1	0	0	2	0	0		医療機関
	その他	4			1			4			3			3			0			15	0	0	2			2			1			4			1			2			12	0	0	27	0	0		その他
	計	10	0	0	6	0	0	7	0	0	9	0	0	5	0	0	2	0	0	39	0	0	4	0	0	10	0	0	6	0	0	4	0	0	2	0	0	6	0	0	32	0	0	71	0	0		計

平成29年度　金沢市障害者基幹相談支援センター研修実施一覧表

	研修名	内　容	講　師	場　所	開催日時・時間	対象者	定員	参加人数	参加事業所数
相談支援事業所に対する研修会	●相談支援専門員研修会（年1～2回）								
	相談支援事業所研修会	①行政説明 ②基幹相談支援センターの活動報告 ③相談支援事業所定例会	市職員 基幹相談支援センター	西部環境エネルギーセンター	4月27日（木）90分 13時半～15時	相談支援事業所 相談支援専門員	70名	53	出 38 欠 4
	●相談支援専門員スキルアップ研修								
	①面接技法	面接に必要な基本を押さえ、ワークで日々の振り返りを行い、面接技術を高めよう。	基幹相談支援センター	教育プラザ富樫２２１研修室	5月11日（木）120分 13時半～15時半	相談支援専門員	20名	14	11
	②サービス担当者会議等の進め方	当事者の想いを共有し関係機関との合意形成に重要な役割を果たす会議をどう進めるか。準備、日程調整、進行等で困っていること、工夫していることを共有し質の高い会議をめざそう。	委託相談支援事業所 オープンセサミ城南 冨田俊輔氏	石川県女性センター2階研修室1	6月13日（火） ②13時半～ 14時50分(80分)	相談支援専門員	20名	15	11
	③モニタリングの実際	モニタリングの本来の意味や重要性を再確認し、実際に進めるうえでの困りごとや工夫点を話し合い、今後につなげよう。	委託相談支援事業所 石川療育センター 谷村智子氏		③15時～16時半 （90分）		20名	16	12
	④計画相談のあれこれ	計画相談の疑問や困っていること等を持ち寄り、あれこれ聞いて深めよう。 今さら聞けないことでも大丈夫！	基幹相談支援センター	石川県女性センター2階研修室1	6月28日（水）90分 13時半～15時	相談支援専門員	20名	11	10
	⑤地域移行～他職種との連携から考える～	地域移行の実践から学び、地域移行を進めよう	委託相談支援事業所 ピアサポートいしびき 嶋川裕志氏	金沢流通会館 4F小会議室	12月12日(火) 13時半～15時	相談支援専門員 サービス提供事業所	20名	9	8
	⑥これからの障害者相談支援 ～今後の目指すべき方向性について～	相談支援の現状・課題及び今後の動向について（人材育成・相談支援従事者研修カリキュラム・主任相談支援専門員・報酬改定の検討状況 等々）	社会保障審議会障害者部会委員 日本相談支援専門員協会代表理事 菊本圭一氏	金沢流通会館 4F 第1研修室	11月29日（水） 14時～16時	相談支援専門員 相談支援事業所・サービス提供事業所の職員及び管理者	70名	45	41
相談支援事業所・サービス提供事業所に対する研修会	●合同スキルアップ研修（サービス提供事業所研修と合同開催）								
	⑦⑧障害の理解を深めよう ～発達障害とは？～	「発達障害」とは言うけれど… 発達障害の言葉の意味や障害特性等を正しく理解し適切な支援につなげよう	発達障害者支援センターパース 川畑治代氏	⑦教育プラザ富樫211研修室 ⑧金沢市駅西健康ホールすこやか	⑦5月30日（火） ⑧2月５日 13時半～15時(90分)	相談支援専門員 サービス提供事業所	30名	⑦35 ⑧32	⑦28 ⑧22
	⑨障害の理解を深めよう ～高次脳機能障害について～	高次脳機能障害の状態像、必要な支援を理解しよう	石川県 リハビリテーションセンター	石川県 リハビリテーションセンター	7月２０日(木) 90分	相談支援専門員 サービス提供事業所	30名	13	12
	⑩障害の理解を深め、ネットワークを広げよう ～医療的ケアが必要な小児の現状について～	石川県小児等在宅医療連携プロジェクト第1回研修会 在宅支援の仕組みを知って多職種で子どもと家族を支えよう	小児等在宅医療連携プロジェクト	県立中央病院 健康教育館大研修室	4月23日（日）150分 13時～15時半	関連する医療関係者・相談支援専門員・サービス提供事業所(児童関連)			
	⑪障害の理解を深めよう ～精神障害について～	精神に障害がある人の生活の困難さを理解しよう	委託相談支援事業所 （あるふぁ）	金沢市女性センター	9月12日(火) 90分 13時半～15時	相談支援専門員 サービス提供事業所	30名	22	18
	⑫社会資源を知ろう ～行動援護ってどんなサービス？～	強度行動障害のある人へのサービスを知ろう	行動援護事業所 （オープンセサミ城南）	教育プラザ富樫	２月２０日（火） 10時～11時半	相談支援専門員 サービス提供事業所	30名	4	4
	⑬社会資源を知ろう ～自立生活サポートセンターの事業内容～	自立生活サポートセンターの役割を知り、生活困窮や自立に向けた支援を知ろう	金沢自立サポートセンター	金沢流通会館 4F談話室	3月6日（火）45分 13時半～14時15分	相談支援専門員 サービス提供事業所	30名	14	13
	⑭社会資源を知ろう ～金沢権利擁護センターの事業内容～	権利擁護センターの役割を知り、障害のある人の権利擁護を進めよう	金沢権利擁護センター		3月6日（火）45分 14時25分～15時10分			14	13
	⑮社会資源を知ろう ～利用者さんと学ぶ消費者被害について～	悪質商法によるトラブルや被害を防ぐために、利用者さんと勉強しよう	金沢市近江町消費生活センター 相談員	教育プラザ富樫212研修室	10月24日(火) 13時半～15時	相談支援専門員、サービス提供事業所、障害福祉サービス利用者	30名	11	6
	⑯社会資源を知ろう ～地域包括支援センターの役割について～	地域の身近な総合相談窓口として機能する地域包括支援センターの役割を学び、今度の連携に活かそう。	金沢市地域包括支援センター いずみの管理者 新谷恵子 氏	金沢流通会館 4F談話室	3月13日(火) 13時半～15時	相談支援専門員 サービス提供事業所	30名	4	3
	⑰社会資源を知ろう ～触法障害者への支援について～	関連機関の事業内容を知り、触法障害者に対する支援の現状と課題についての理解を深めよう	①金沢保護観察所 ②金沢刑務所 ③更正保護法人徳風苑・親和寮 ④石川県地域生活定着支援センター	金沢保護観察所 集団処遇室	次年度に延期	相談支援専門員 サービス提供事業所	30名	―	―
権利擁護・虐待防止研修会 平成29年度　権利擁護・虐待防止研修会		・虐待はなぜ起きるのか。そのメカニズムや虐待防止の構造を理解し、「予防-介入-事後対応」のプロセスにおける一貫した支援を知る。 ・不適切な支援を理解し、根拠を持たない経験則だけの誤った支援に陥っていないかを点検し、質の高い支援の提供を目指します。	国立のぞみの園 志賀 利一 氏	金沢市駅西健康ホール すこやか	10月13日（金） 120分 14時～16時	相談支援専門員・サービス提供事業所	150名	76	51
障害のある人への理解促進のための研修会 市民向け権利擁護講演会		・障害者差別解消法と合理的配慮について 平成28年4月に施行された障害者差別解消法と、その中に位置づけられた合理的配慮を中心に学び、障害のある人の権利擁護について理解を深めます。	西宮市社会福祉協議会 相談支援事業課 相談総務係 係長　玉木幸則氏	金沢市ものづくり会館	8月29日（火） 120分 14時～16時	相談支援専門員・サービス提供事業所・一般市民	150名	57	―

(6) 在宅医療・介護連携推進事業費

事業概要説明シート（６）

【１　事業概要】

事務事業名	**在宅医療・介護連携推進事業費**	担当課	健康政策課
根拠法令等	―	事業期間	平成　28　年度～（　2　年目）
事業内容	■在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者等からの相談、連携の調整や紹介、多職種連携のための研修、在宅医療に係る市民への普及啓発などを実施する。 ○事業詳細 金沢市在宅医療・介護連携支援センター（平成29年10月開設） 所 在 地：金沢市大手町３番23号（金沢健康プラザ大手町） 受付時間：午前９時～午後５時 ＊センターの事業運営は、(公財)金沢総合健康センターに委託 １　在宅医療・介護連携に関する相談支援 平成29年度（10月～３月）相談受付件数　23件 ２　在宅医療・介護連携に関する研修等 (1) 多職種連携のための研修（医療・介護関係者対象） ①　多職種研修　85人 ②　ハートネットホスピタル普及研修　50人 ③　在宅医育成研修　15人 ④　医療コーディネート力向上研修　39人 ⑤　開設記念講演会　130人 (2) 在宅医療の普及啓発のための講座（市民対象） ⑥　在宅医療地域出前講座（６校下）　228人 ⑦　市民公開講座　200人		

【２　事業費および実績】

項　　目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（予算）
事業費		万円 ―	万円 ―	万円 204.0	万円 1,435.8	万円 1,305.6
指標	在宅医療・介護連携推進センターが開催する多職種連携のための研修への参加人数	―	―	―	319人	―
指標	―	―	―	―	―	―

【３　市の評価】

一次評価（担当課評価）	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	―
	石川県地域医療構想によれば、本市内の在宅医療必要量は、2017年に約4,000人であるものが2025年には約7,800人にまで増加すると推計されており、在宅医療と介護の連携を一層推進していくことが求められている。このため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携した取組を進めていくことにより、市民が安心して在宅医療を受けることができる環境を整えていく。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	（こんなふうに見直していきます） 高齢化社会の急速な進展に対応するため、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、平成31年４月の金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社の統合を踏まえ、医療と福祉の連携強化を図るなど、より効果的な事業内容への見直しを検討する必要がある。			

地域の
医療・介護サービス提供者の
連携をサポート！

「金沢市在宅医療・介護連携支援センター
（愛称：いいがいネット）」は、
地域の医療と介護の連携を推進するための
在宅医療サービスの相談窓口・拠点です。

ホームページのご案内

金沢市在宅医療・介護連携支援センターでは、医療や介護関係者の情報、医療連携グループのホームページ、各種研修会の情報などをまとめて公開しています。ぜひご覧ください。

http://kanazawa-kenko-plaza.or.jp

金沢健康プラザ大手町　検索

お問い合わせ

金沢市在宅医療・介護連携支援センター
いいがいネット

TEL.076-222-0172

FAX.076-222-0182

Eメール. e-gai-net@kanazawa-kenko-plaza.or.jp

電話、面接またはメールにより対応します。お気軽にご相談ください。

【受付時間】午前９時～午後５時
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

〒920-0912　金沢市大手町３番２３号
《金沢健康プラザ大手町 西館２階》

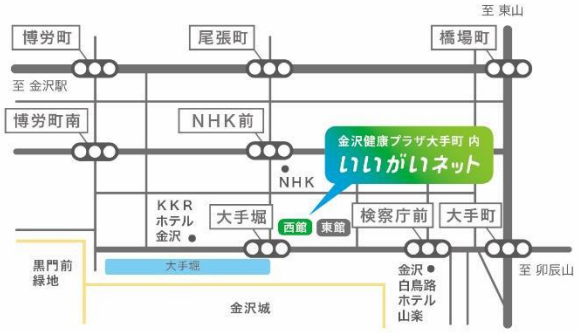

金沢市
在宅医療・介護連携支援センター

良医介NET
いいがいネット

平成29年10月開設

良医介NET いいがいネット

Q&A

Q どんな相談ができますか？

A かかりつけ医や病院の連携実務担当者、ケアマネジャーといった医療・介護等のサービス提供者からの在宅医療サービスに関する相談に対して、必要な情報提供、支援、調整を行います。

《例えば》

○**訪問診療してくれる医師を教えてほしい**
対応⇒ご希望、病状等をうかがった上で適切な訪問診療医をご案内します。

○**訪問看護の依頼先について相談したい**
対応⇒訪問看護の導入に関するアドバイスや事業所の案内を行います。

Q 市民も相談できますか？

A 原則、市民から直接相談をお受けすることはできません。医療、介護の連携推進を目的としているため、医療・介護関係者からの相談に対応いたします。
市民の相談窓口としては引き続き地域包括支援センターが総合的な対応をします。

Q 相談料や利用料はかかりますか？

A 相談対応含め、全て無料です。安心してなんでもご相談ください。

金沢市在宅医療・介護連携支援センター

良医介NET いいがいネット

機能と役割

- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ＩＣＴを用いた情報共有の推進
- 在宅医療・介護連携に関する研修等の実施
- 関係機関とのネットワーク構築

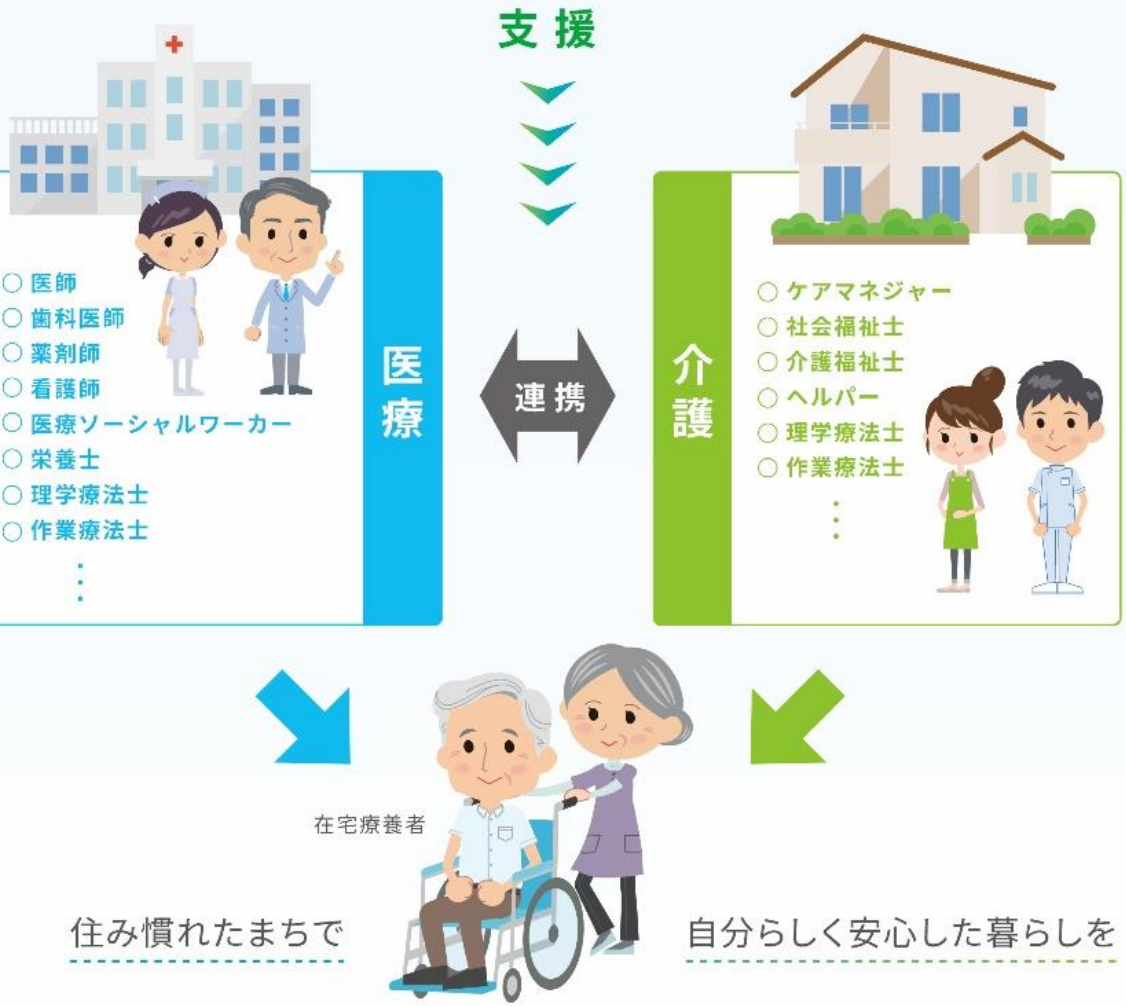

在宅医療・介護連携に関する研修等一覧表（平成29年度実施分）

No.	研修名	内容		開催日	場所	講師	参加人数
①	多職種研修	訪問歯科・口腔ケアや地域での薬剤師の役割		10/19	ＩＴビジネスプラザ武蔵	高木歯科医院 高木治仁 先生 ひなどり薬局 坂野由宇希 先生	85
②	ハートネットホスピタル普及研修	ハートネットホスピタルの効率的な情報共有を体験し、実際の利用につなげる。		7/10	健康プラザ大手町	大野内科医院 大野秀棋 先生	27
				11/10	健康プラザ大手町	金沢ホームケアクリニック 黒瀬亮太 先生	23
③	在宅医育成研修	在宅医療に関する総論、緩和ケア	座学	8/ 3	健康プラザ大手町	金沢ホームケアクリニック 黒瀬亮太 先生 やまと@ホームクリニック 大和太郎 先生	14
			実地	10/24	(実地)	金沢ホームケアクリニック 黒瀬亮太 先生	1
④	ケアマネジャーのための医療コーディネート力向上研修	高齢者に多い心不全に係る在宅での注意事項について		12/ 1	ＩＴビジネスプラザ武蔵	ますた内科クリニック 舛田英一　先生 金沢循環器病院 牧　美晴 先生 なないろ訪問看護ステーション 神野俊介 先生	39
⑤	開設記念講演会	医療と介護の連携を進める上で、それぞれの立場で求められること。		9/27	ＩＴビジネスプラザ武蔵	在宅ケア移行支援研究所 宇都宮宏子 先生	130
⑥	在宅医療地域出前講座（地域の医師が講師となり、校下単位で開催）	かかりつけ医を持つことの必要性、在宅医療、看取りについて理解を深める。		6/ 6	西部環境エネルギーC	さかもと内科クリニック 坂本茂夫 先生	28
				6/14	瓢箪町公民館	きむら尾張町クリニック 木村寛伸 先生	21
				6/14	野町公民館	大野内科医院 大野秀棋 先生	30
				8/23	馬場公民館	森田医院 森田正人 先生	20
				10/11	長田町公民館	竹田内科クリニック 竹田康男 先生	100
				2/26	夕日寺交流館	土原医院 土原一真 先生	29
⑦	市民公開講座	在宅医療について市民に広く啓発		3/18	石川県女性センター	石川県立高松病院 北村　立 先生	200

(7)　介護職員人材定着促進事業費

事業概要説明シート（７）

【１　事業概要】

事務事業名	**介護職員人材定着促進事業費**	担当課	介護保険課
根拠法令等	―	事業期間	平成　27　年度～（　3　年目）
事業内容	■人材確保が難しい介護職員の定着と資質向上を図るため、気軽に相談できる窓口や情報交換の場（ケアワーカーカフェ）の提供及び研修等を支援する。 ○事業目的 ・介護人材の確保対策として、国が行う介護報酬基準等の策定のほか、都道府県では国補助金を活用した人材確保に係る各種施策等を行っており、本事業は、これらの取組みに加え、人材定着等の支援を目的として推進するものである。 ○事業詳細　［主な事業内容（平成２９年度分）］ ①ケアワーカーカフェ（36回／年） ・ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ：介護福祉士等 ・開催日時：平日夜（18時30分～20時30分） ・開催場所：金沢市社会福祉協議会内（金沢市松ヶ枝福祉館） ・内　　容：介護技術の勉強会、介護レクレーションの情報交換、ストレスケアに関する相談会等 ②出張型ケアワーカーカフェ（12回／年） ・開催場所：地域密着型特別養護老人ホーム等 ・その他、ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ等の条件は①と同じ ③拡充版ケアワーカーカフェ（1回／年） ・ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ：石川県栄養士会会員 ・開催日時：平成29年11月11日（介護の日）13時15分～15時45分 ・開催場所：北國新聞文化センター ・内　　容：「介護利用者の食事づくり」イベント		

―

【２　事業費および実績】

項　　目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（予算）
事業費		万円 ―	万円 337.2	万円 403.3	万円 417.9	万円 449.0
指標	延参加者数	―	238人	327人	244人	―
指標	―	―	―	―	―	―

【３　市の評価】

一次評価（担当課評価）	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	
	介護サービス事業所においては、小規模の事業所も多く、事業所内で相談できる相手がいないため、職員が孤立しがちであるとの指摘もあり、本事業を開催している。参加者からは、仕事の不安感の解消や情報交換により知識技能の向上が図られるなど満足度も高いことから、介護従事者の就労環境の改善につながるものである。今後も国・県等と連携し、介護人材の定着について、一層の推進を図らなければならないものであるため、開催内容や方法を改善しながら継続して実施していきたい。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	（こんなふうに見直していきます）			
	参加者数が低迷していることから、一層の周知活動に取り組むとともに、介護従事者のニーズに適合しているかを検証し、より効果的な事業内容への見直しを検討する必要がある。			

介護職員の交流・憩いの場

ケアワーカーカフェ

～あたらしい仲間、いいかも～

8/2(木) 18：30～20：30
涼しげな小物作り～創作レクリエーション～
南 さくら／会場❀松ヶ枝福祉館

8/9(木) 18：30～20：30
介護福祉士国家試験対策講座～準備編～
土肥 琴美／会場✤伏見台ふれあいの家
（伏見台1-14-30）
※駐車場については別途Facebook等でお知らせします。

8/16(木) 18：30～20：30
心のケアしていますか？～ストレスの発散方法～
磯貝 サエ子／会場❀松ヶ枝福祉館

8/21(火) 18：30～20：30
コミュニケーション力を磨こう♪
三階 尚子／会場✤グループホーム戸板（戸板2-73）

8/30(木) 18：30～20：30
秋に向けて夏の疲れを吹き飛ばそう！
大倉 清美／会場✤花小町もろえ（諸江町中丁154-1）

9/6(木) 16：00～18：00
（19:30～ケアカフェ大交流会！※要申込）
気になるケアについて相談し合おう♪
折戸 美代子／会場❀松ヶ枝福祉館

9/13(木) 18：30～20：30
腰痛とさよなら！目からウロコの介護技術
茜　麻里／会場✤グループホーム田上さくらの里
（田上さくら1-123）

9/18(火) 18：30～20：30
介護エステ体験～マッサージでリフレッシュ～
エミ 初田／会場❀松ヶ枝福祉館

9/25(火) 18：30～20：30
機能訓練特化型デイサービスを体験しよう
ふくし百選デイサービス金沢職員／
会場✤ふくし百選デイサービス金沢（窪7-271）

申込不要！
ふらっと途中参加、早めの退室もOK！

『他の事業所の人と雑談や仕事の悩み相談、
情報交換』
『コーヒー片手に、介護の本で**読書タイム**』
などなど、お気軽にご参加ください。

【主　　催】金沢市社会福祉協議会・金沢市
【お問合せ先】金沢市社会福祉協議会
Tel：231-3571 ／ Fax：231-3560

金沢市社協facebookでカフェの様子を発信中！
【URL】https://www.facebook.com/kana.syakyo/

(8)　まちなか空き家活用促進費補助

事業概要説明シート（８）

【１　事業概要】

事務事業名	まちなか空き家活用促進費補助	担当課	住宅政策課
根拠法令等	金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例	事業期間	平成　22　年度～（　8　年目）

事業内容

■まちなか区域で空き家を購入し定住する者を支援することにより、空き家の活用を図るとともに、まちなか区域における定住人口の増加を図る。

○事業詳細
［補助制度内容］
かなざわ空き家活用バンクに掲載された空き家を購入し、自ら定住するために内部改修工事をする者に補助金を交付

名　　称	まちなか空き家活用促進補助金
対象区域	まちなか区域
対 象 者	自らが居住するために空き家を購入し、その改修工事を行う者
条　　件	・かなざわ空き家活用バンク掲載物件 ・建物全体の１／２以上が住宅である ・昭和26年以降に建築された住宅 （ただし昭和56年５月31日以前建築の場合、耐震診断・設計・改修工事必須）
助成内容	・基礎額　内部改修工事費の１／２　限度額50万円 ・加算額　若年者（45歳未満）　内部改修工事費の１／２　限度額50万円 シニア（60歳以上）　内部改修工事費の１／２　限度額20万円 UJIターン世帯　内部改修工事費の１／２　限度額50万円 （ただし、加算部分合計の限度額は50万円）

【２　事業費および実績】

項　　目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（予算）
事業費		万円 382.0	万円 1,306.0	万円 355.0	万円 685.0	万円 350.0
指標	補助金交付件数	5件	8件	5件	3件	－
	―	－	－	－	－	－

【３　市の評価】

一次評価（担当課評価）	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	まちなか区域の人口減少をくい止めるとともに、空き家の活用を促すことにより、同区域の良好な住環境や景観を維持する効果もあることから、本事業の考え方等は継続していく必要がある。 なお、平成30年度は、住生活基本計画や都市計画マスタープラン等の改定を踏まえ、事業内容の見直しを検討している。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	（こんなふうに見直していきます）			
	制度の利用件数が減少していることから、一層の周知活動に取り組むとともに、不動産業など関係団体と連携を図り、かなざわ空き家活用バンクに掲載する物件数を増加させるなど、より効果的な事業内容への見直しを検討する必要がある。			

金沢 住まいのススメ

住宅支援制度 ［平成 30 年度版（2018.4～2019.3）］

まちなか住まいを応援します

まちなかでの住宅新築・購入・改修を支援する制度…… p.1～6

移住者の住まいづくりを応援します

金沢で住宅を新築・購入・改修する、他市町村からの移住者向け制度…… p.7～10

空き家・空きマンション活用のススメ

かなざわ空き家活用バンク…… p.11

エネルギー効率の高い快適な住まい

金沢スマートハウス奨励金…… p.12

その他の住宅支援制度

バリアフリー工事補助など…… p.13～15

制度の詳細や申請書類はこちらから

金沢市公式ホームページ　いいね金沢　検索

くらし → 環境・まちづくり → 住宅情報 → 住宅総合ホームページ → 要綱・申請書類ダウンロード

まちなかで住宅を新築・購入する場合

まちなか区域で良好な住環境を整備し、定住を促進するため、
住宅建築等を支援します。

まちなか住宅建築奨励金

内容

まちなか住宅建築奨励金交付対象区域（6 ページ参照）において自己が居住する戸建て住宅を、住宅ローンにて、新築又は購入する場合に助成します。

●奨励金の内容

区分		助成率	限度額	条件
基本部分	一般住宅	借入金の 10%	200 万円	
	二世帯住宅		300 万円	・他方の世帯と構造上独立し、かつ各世帯が自己の専用部分だけで生活できるもの ・区分所有を行わないこと
加算部分	駐車場等活用	借入金の 1.5%	30 万円	3 年以上更地の土地に建築する場合
	45 歳未満	借入金の 2.5%	50 万円	申請者の年齢が 45 歳未満（申請年度の 4 月 1 日現在）
	60 歳以上	借入金の 1.0%	20 万円	申請者の年齢が 60 歳以上（申請年度の 4 月 1 日現在）
	多子世帯	借入金の 1.0%	20 万円	18 歳未満の子ども 3 人以上と同居する世帯（奨励金交付申請日現在）
	UJI ターン世帯（8ページ参照）	借入金の 2.5%	50 万円	①石川中央都市圏内に勤務し、又は勤務する予定である者 ②金沢市内に移住して 3 年を経過しない者、又は移住する予定である者 ③金沢市内に移住する前に、市外に 3 年以上居住していた者 （認定申請日現在①～③すべてに該当する場合に適用されます）
	※ただし、加算部分の合計額の限度額は 100 万円とする			

※土地の取得費は除きます。※共有の場合、限度額は持分に応じて按分した金額となります。
※ UJI ターン世帯の条件は戸籍の附票等で確認します。

基準（条件）

①自己居住用の新築、新築住宅の購入（返済期間が 10 年以上の借入金があること）であること
②家屋の延べ面積が 75㎡以上（二世帯住宅の場合は 150㎡以上）280㎡ 以下であること（登記等により確認）
③延べ面積の 2 分の 1 以上が自己の居住用に使われること
④瓦を用い、軒の出のある勾配屋根とすること
（屋根の一部を瓦に代えて太陽光設備を設置する場合は、全体の屋根面積の 2 分の 1 以下とすること）
⑤外壁及び開口部には、できる限り伝統的な意匠、素材が用いられること
⑥塗壁かつ 4 畳半以上の畳敷きとした和室を設けること
⑦敷地を緑化すること（緑被率 30%以上）※ 12 ページ参照
⑧景観条例に基づく景観形成基準に適合していること
⑨住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能評価書の交付、
又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること
⑩住宅性能評価書の交付を受ける場合は、評価項目のうち「高齢者等への配慮」は等級 2 以上とすること
⑪長期優良住宅の認定通知書の交付を受ける場合は、階段、便所、浴室、及び玄関に手すりを設置すること
⑫建築確認申請書の提出前に、計画の認定を受けること
注）購入する場合は、建売業者等が一連の手続きを経ている必要があります。
近代的都市景観創出区域は対象区域から除きます。

まちなか住宅建築奨励金（新築住宅の場合）手続きについて

申　請　者	金沢市・民間確認機関
・景観条例届出 ・まちなか住宅建築計画認定申請	・景観適合通知 ・まちなか住宅建築計画認定通知
・建築確認申請 下記のいずれか ・長期優良住宅認定申請 ・設計住宅性能評価申請＋建設住宅性能評価申請	・建築確認通知 ・設計住宅性能評価 又は長期優良住宅認定
・工事着手	・建築確認検査 ・まちなか住宅完了検査 ・まちなか住宅計画適合通知 ・建設住宅性能評価
・工事完了届（認定後１年以内）	
・まちなか住宅建築奨励金交付申請 （入居後６か月以内）	・まちなか住宅建築奨励金交付

（注）建築確認申請の前に、奨励金認定申請を行い、認定通知を受けてください。

まちなか住宅建築奨励金（建売の場合）手続きについて

申　請　者	金沢市・民間確認機関
・景観条例届出 ・まちなか住宅建築計画認定申請	・景観適合通知 ・まちなか住宅建築計画認定通知
・建築確認申請 下記のいずれか ・長期優良住宅認定申請 ・設計住宅性能評価申請＋建設住宅性能評価申請	・建築確認通知 ・設計住宅性能評価 又は長期優良住宅認定
・工事着手	・建築確認検査 ・まちなか住宅完了検査 ・まちなか住宅計画適合通知 ・建設住宅性能評価
・工事完了届（認定後１年以内）	
・売主と購入者売買契約 （工事完了後１年以内）	
・まちなか住宅建築奨励金交付申請 （入居後６か月以内）	・まちなか住宅建築奨励金交付

（注）建築確認申請の前に、奨励金認定申請を行い、認定通知を受けてください。

●各奨励金の対象となる借入金とは
・戸建て住宅の新築又は購入に係る借入金額
・当該住宅の工事請負額又は購入額（土地等の取得費を除く）
のいずれか低い方の金額となります。

まちなかでマンションを購入する場合

まちなかマンション購入奨励金

内容

自己が居住する、あらかじめ認定を受けた新築分譲マンションを住宅ローンにて購入する場合に助成します。
［対象区域］まちなか区域　　［対　　象］あらかじめ認定を受けた新築（完成して 1 年以内）分譲マンション
［助成内容］

区　分		助成率	限度額	条　件
基本部分		借入金の 5.0%	100 万円	
加算部分	45 歳未満	借入金の 2.5%	50 万円	申請者の年齢が 45 歳未満（申請年度の 4 月 1 日現在）
	60 歳以上	借入金の 1.0%	20 万円	申請者の年齢が 60 歳以上（申請年度の 4 月 1 日現在）
	UJI ターン世帯（8ページ参照）	借入金の 2.5%	50 万円	①石川中央都市圏内に勤務し、又は勤務する予定である者 ②金沢市内に移住して 3 年を経過しない者、又は移住する予定である者 ③金沢市内に移住する前に、市外に 3 年以上居住していた者 （交付申請日現在①～③すべてに該当する場合に適用されます）
	※ただし、加算部分の合計額の限度額は 50 万円とする			

※共有の場合、限度額は持分に応じて按分した金額となります。
※ UJI ターン世帯の条件は戸籍の附票等で確認します。

基準（条件）

［マンションについて］
①区分所有される長屋建て又は共同建てのマンション（分譲住宅）であって 1 棟に 2 戸以上の住戸を有するもの
②登記上の住戸専有面積が 55㎡以上
③景観条例に基づく景観形成基準に適合していること
④敷地を緑化すること（緑被率 15%以上）※ 12 ページ参照
⑤同一敷地内に戸数分の駐車施設を設置すること
⑥住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能評価書の交付、又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること
⑦住宅性能評価書の交付を受ける場合は、評価項目のうち「高齢者等への配慮」は等級 2 以上とすること
⑧金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例に基づくあんしんコミュニティ集合住宅の認証を受けること（15 戸以上の場合）
［借入金について］
自己居住用の新築マンションの購入にあたり、返済期間が 10 年以上の借入金があること（建物部分の売買金額が分かる資料添付）

まちなかで共同建替をする場合

まちなか住まい共同計画作成支援費

内容

隣り合った宅地を合わせての住宅共同建替や、コーポラティブハウスの建築計画に支援します。
［対象区域］まちなか区域
①実施設計費の 1/2（限度額 100 万円）を補助
②計画アドバイザーの派遣

基準（条件）

共同して 2 以上の住宅を建築する計画の作成

内部改修事例

居間の改修

改修前

改修後

和室を洋室へ改修

改修前

まちなかの空き家を購入して内部改修する場合

かなざわ空き家活用バンク(p.11)利用メニュー

まちなか空き家活用促進補助金

内容

昭和 26 年以降に建築された空き家を購入し、自ら定住する方に対して内部改修工事費を助成します。

［対象区域］まちなか区域　　［対　　象］専用住宅及び併用住宅（居住部分が 1/2 以上）

［助成内容］

区　分		助成率	限度額	条　件
基本部分	内部改修工事費	内部改修費の 1/2	50 万円	
加算部分	45 歳未満	内部改修費の 1/2	50 万円	申請者の年齢が 45 歳未満（申請年度の 4 月 1 日現在）
	60 歳以上	内部改修費の 1/2	20 万円	申請者の年齢が 60 歳以上（申請年度の 4 月 1 日現在）
	UJI ターン世帯（8ページ参照）	内部改修費の 1/2	50 万円	①石川中央都市圏内に勤務し、又は勤務する予定である者 ②金沢市内に移住して 3 年を経過しない者、又は移住する予定である者 ③金沢市内に移住する前に、市外に 3 年以上居住していた者 （交付申請日現在①～③すべてに該当する場合に適用されます）
	※ただし、限度額（基本＋加算計）は 100 万円とする			

※ UJI ターン世帯の条件は戸籍の附票等で確認します。

基準（条件）

①かなざわ空き家活用バンクに掲載した空き家であること
②売買契約後自己所有とし、居住すること
③昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されたものは、耐震診断、耐震設計、耐震改修を行うこと
（金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度に準じた助成…14 ページ参照）

注）工事着手前に交付申請（売買契約後 3 か月以内）を行ってください。
ただし、上記③の場合は売買契約後 2 か月以内に耐震診断の交付申請を行い、6 か月以内に耐震改修及び内部改修の交付申請を行ってください。

まちなかの中古分譲マンションを購入して内部改修する場合

かなざわ空き家活用バンク(p.11)利用メニュー

まちなか中古分譲マンション改修費補助金

内容

昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された中古分譲マンションを購入し、自ら定住する方に対して内部改修費を助成します。

［対象区域］まちなか区域　　［対　　象］登記上の住戸専有面積が 50㎡以上

［助成内容］

区　分		助成率	限度額	条　件
基本部分	内部改修工事費	内部改修費の 1/2	25 万円	
加算部分	45 歳未満	内部改修費の 1/2	25 万円	申請者の年齢が 45 歳未満（申請年度の 4 月 1 日現在）
	60 歳以上	内部改修費の 1/2	20 万円	申請者の年齢が 60 歳以上（申請年度の 4 月 1 日現在）
	UJI ターン世帯（8ページ参照）	内部改修費の 1/2	25 万円	①石川中央都市圏内に勤務し、又は勤務する予定である者 ②金沢市内に移住して 3 年を経過しない者、又は移住する予定である者 ③金沢市内に移住する前に、市外に 3 年以上居住していた者 （交付申請日現在①～③すべてに該当する場合に適用されます）
	※ただし、限度額（基本＋加算計）は 50 万円とする			

※ UJI ターン世帯の条件は戸籍の附票等で確認します。

基準（条件）

①かなざわ空き家活用バンクに掲載した空き住戸であること
②売買契約後自己所有とし、居住すること
③昭和 56 年 6 月 1 日以降に確認済証が交付された耐震性を有する分譲マンションであること

注）工事着手前に交付申請（売買契約後 3 か月以内）を行ってください。

改修後

水回りの改修

改修前

改修後

注）いずれの制度も、事業着手前にあらかじめ認定申請等の手続きを行ってください。

まちなかの空き地を活用する場合

まちなかにおける住宅地整備にかかる公共施設整備費等に対して
助成することにより、良好な住宅地の供給を促進します。

まちなか低未利用地活用促進事業補助金

内容

狭あいな道路に接する 500㎡未満の住宅地整備に助成します。

［対象区域］まちなか区域（ただし、近代的都市景観創出区域、伝統的建造物群保存地区及びこまちなみ保存区域を除く）

［助成内容］・道路用地費 …… 補助率 10/10（隅切り部のみ）

・道路工事費 …… 補助率 10/10

・老朽建築物の除却費

… 補助率 1/2（限度額 50 万円／区画）

基準（条件）

①全区画にまちなか住宅建築奨励金の基準に適合した住宅を建築すること
（補助金は全区画に住宅が建築された後に交付します）

②道路後退にかかる拡幅用地は市に寄付

③ 2 区画以上整備するもので 1 区画の敷地面積は 135㎡以上。ただし 1 区画のみ 100㎡を下限に 135㎡未満とすることができる

★「まちなか低未利用地活用促進事業補助金」に活用された場合のみ、「まちなか空き地活用促進奨励金」の対象となります。

かなざわ空き家活用バンク(p.11)利用メニュー

まちなか空き地活用促進奨励金

内容

まちなか低未利用地活用促進事業補助金の適用となった空き地の売主に譲渡所得金額相当分の 3% を助成します。
（限度額 30 万円）

基準（条件）

①まちなか低未利用地活用促進事業補助金の適用となった空き地であること

②かなざわ空き家活用バンクに掲載した空き地であること

まちなか住宅団地整備費補助金

内容

面積が 500㎡以上の良質な開発行為に補助します。

［対象区域］まちなか区域（ただし、近代的都市景観創出区域は除く）

［助成内容］・道路、公園等の整備費 …… 補助率 1/2

・道路、公園、緑地及び調整池の用地費相当額 …… 補助率 1/2

・老朽建築物の除却費 …… 補助率 1/2（限度額 50 万円／区画）

（公共減歩率が 30%以上の場合、各補助率は 2/3 となります）

基準（条件）

①都市計画法第 29 条に基づく開発許可を得ていること

②全区画にまちなか住宅建築奨励金の基準に適合した住宅を建築すること
（補助金は全区画に住宅が建築された後に交付します）

③避難上有効な道路が設けられること

（注）いずれの制度も、事業着手前にあらかじめ認定申請等の手続きを行ってください。

まちなか区域地図

下図のまちなか区域（青ワク線内）でも、ご利用いただける制度に違いがあります。

対象補助制度		伝統的建造物群保存地区	こまちなみ保存区域	近代的都市景観創出区域
まちなか住宅建築奨励金	○	○	○	×
まちなかマンション購入奨励金	○	○	○	○
まちなか住まい共同計画作成支援費	○	○	○	○
まちなか空き家活用促進補助金	○	○	○	○
まちなか中古分譲マンション改修費補助金	○	○	○	○
まちなか低未利用地活用促進事業補助金	○	×	×	×
まちなか空き地活用促進奨励金	○	×	×	×
まちなか住宅団地整備費補助金	○	○	○	×

平成29年4月現在

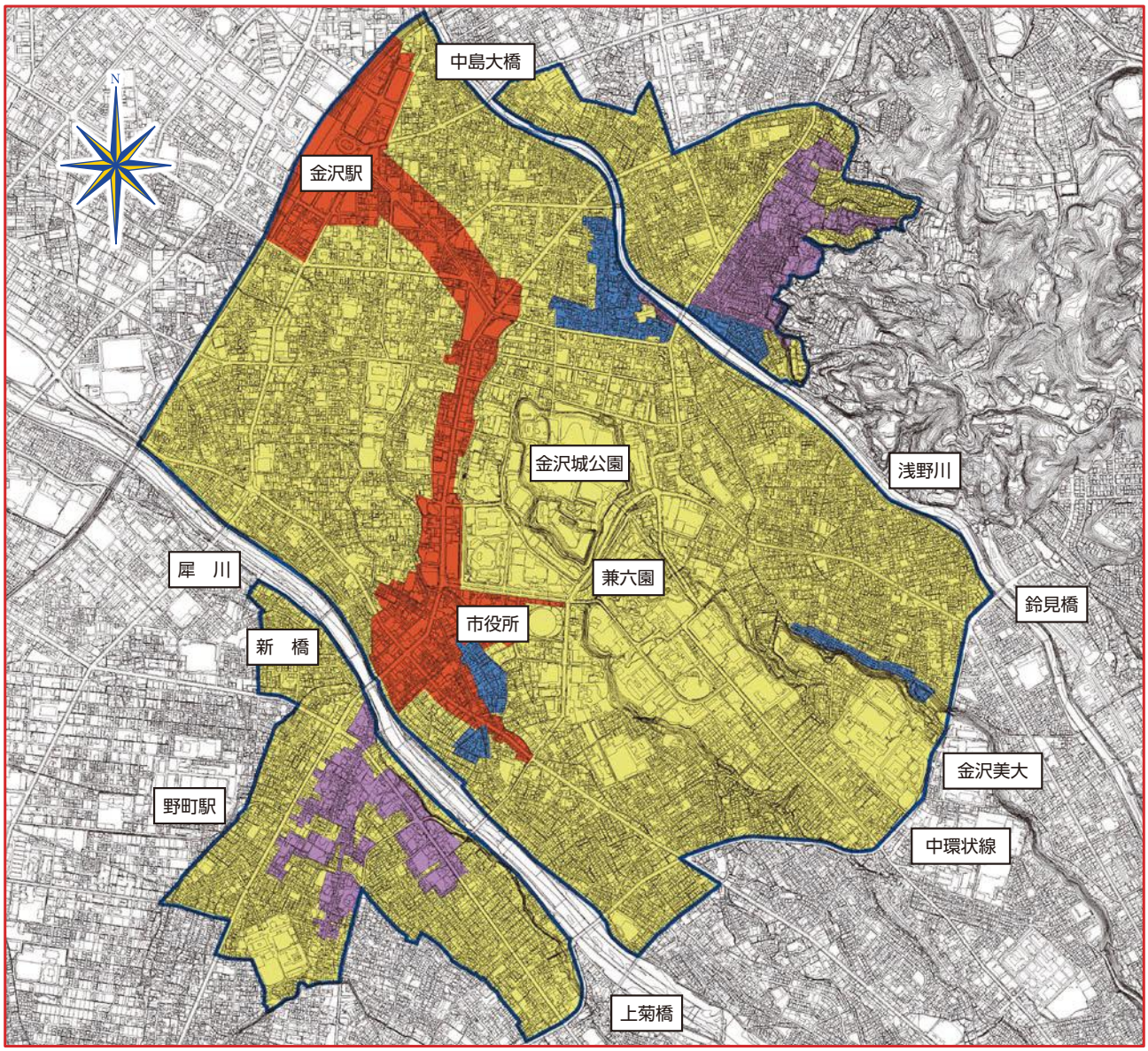

区域は、金沢市まちづくり支援情報システムにてご覧になることができます。
http://www2.wagamachi-guide.com/kanazawa-mss/

移住者（UJI ターン世帯）の

郊外で住宅を新築・購入する場合

郊外部移住者住宅取得奨励金

内容

対象区域において、移住者（UJI ターン世帯）で自己が居住する戸建て住宅を、住宅ローンにて新築又は購入（返済期間が 10 年以上の借入金があること）する場合に助成します。

●奨励金制度対象区域（9 ページ参照）

・地区計画区域…… 都市計画法　・建築協定区域…… 建築基準法

・まちづくり協定区域…… まちづくり条例　・防災まちづくり協定区域…… 防災まちづくり条例

※ただし、市街化調整区域・工業地域・商業地域・まちなか区域は除きます。

●奨励金の内容

区分		助成率	限度額	条件
基本部分	一般住宅	借入金の 5.0%	100 万円	
	二世帯住宅	借入金の 7.5%	150 万円	・他方の世帯と構造上独立し、かつ各世帯が自己の専用部分だけで生活できるもの ・区分所有を行わないこと
加算部分	45 歳未満	借入金の 2.5%	50 万円	申請者の年齢が 45 歳未満（申請年度の 4 月 1 日現在）
	多子世帯	借入金の 1.0%	20 万円	18 歳未満の子ども 3 人以上と同居する世帯（奨励金交付申請日現在）
	※ただし、加算部分の合計額の限度額は 50 万円とする			

※土地の取得費は除きます。　※共有の場合、限度額は持分に応じて按分した金額となります。

※ UJI ターン世帯の条件は戸籍の附票等で確認します。

基準（条件）

①地区計画等の計画に適合したものであること

②敷地面積が地区計画等で定められた面積以上であること。ただし、敷地面積の規定がない場合は 150㎡以上とする。

③家屋の延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供すること

④自己居住用部分の延べ面積が 100㎡以上（二世帯住宅の場合は 150㎡以上）280㎡以下であること

⑤住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能評価書の交付、又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること

⑥敷地内の緑被率が 30%以上であること　※ 12 ページ参照

郊外でマンションを購入する場合

郊外部移住者マンション購入奨励金

内容

移住者（UJI ターン世帯）で自己が居住する、あらかじめ認定を受けた新築分譲マンションを住宅ローンにて購入する場合に助成します。

［対象区域］郊外部（市街化区域に限る）　［対象］あらかじめ認定を受けた新築（完成して 1 年以内）分譲マンション

●奨励金の内容

区分		助成率	限度額	条件
基本部分		借入金の 2.5%	50 万円	
加算部分	45 歳未満	借入金の 2.5%	50 万円	申請者の年齢が 45 歳未満（申請年度の 4 月 1 日現在）

※共有の場合、限度額は持分に応じて按分した金額となります。　※ UJI ターン世帯の条件は戸籍の附票等で確認します。

基準（条件）

［マンションについて］

①区分所有される長屋建て又は共同建てのマンション（分譲住宅）であって 1 棟に 2 戸以上の住戸を有するもの

②登記上の住戸専有面積が 55㎡以上

③景観条例に基づく景観形成基準に適合していること

④敷地を緑化すること（緑被率 15%以上）※ 12 ページ参照

⑤同一敷地内に戸数分の駐車施設を設置すること

⑥住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能評価書の交付、又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること

⑦住宅性能評価書の交付を受ける場合は、評価項目のうち「高齢者等への配慮」は等級 2 以上とすること

⑧金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例に基づくあんしんコミュニティ集合住宅の認証を受けること（15 戸以上の場合）

［借入金について］

自己居住用の新築マンションの購入にあたり、返済期間が 10 年以上の借入金があること（建築部分の売買金額が分かる資料添付）

住まいづくりを応援します。

郊外の空き家を購入して内部改修する場合

かなざわ空き家活用バンク(p.11)利用メニュー

郊外部移住者空き家活用促進補助金

内容

移住者（UJI ターン世帯）で昭和 26 年以降に建築された空き家を購入し、自ら居住する方に対して内部改修工事費を助成します。
［対象区域］郊外部（市街化区域に限る）　［対象］専用住宅及び共用住宅（居住部分が 1/2 以上）
●助成金の内容

区分		助成率	限度額	条件
基本部分	内部改修工事費	内部改修費の 1/2	50 万円	
加算部分	45 歳未満	内部改修費の 1/2	50 万円	申請者の年齢が 45 歳未満（申請年度の 4 月 1 日現在）

※ UJI ターン世帯の条件は戸籍の附票等で確認します。

基準（条件）

①かなざわ空き家活用バンクに掲載した空き家であること
②売買契約後自己所有とし、居住すること
③昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されたものは、耐震診断、耐震設計、耐震改修を行うこと（金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度に準じた助成…14 ページ参照）
注）工事着手前に交付申請（売買契約後 3 か月以内）を行ってください。
ただし、上記③の場合は売買契約後 2 か月以内に耐震診断の交付申請を行い、6 か月以内に耐震改修及び内部改修の交付申請を行ってください。

郊外の中古分譲マンションを購入して内部改修する場合

かなざわ空き家活用バンク(p.11)利用メニュー

郊外部移住者中古分譲マンション改修費補助金

内容

移住者（UJI ターン世帯）で昭和 56 年 6 月 1 日以降に確認済証が交付された中古分譲マンションを購入し、自ら居住する方に対して内部改修費を助成します。
［対象区域］郊外部（市街化区域に限る）　［対象］登記上の住戸専有面積が 50㎡以上
●助成金の内容

区分		助成率	限度額	条件
基本部分	内部改修工事費	内部改修費の 1/2	10 万円	
加算部分	45 歳未満	内部改修費の 1/2	10 万円	申請者の年齢が 45 歳未満（申請年度の 4 月 1 日現在）

※ UJI ターン世帯の条件は戸籍の附票等で確認します。

基準（条件）

①かなざわ空き家活用バンクに掲載した空き住戸であること
②売買契約後自己所有とし、居住すること
③昭和 56 年 6 月 1 日以降に確認済証が交付された耐震性を有する分譲マンションであること
注）工事着手前に交付申請（売買契約後 3 か月以内）を行ってください。

移住者（UJI ターン世帯）とは、

①石川中央都市圏内※において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者
　又は勤務し、事業を営む予定である者
②金沢市内に移住して 3 年を経過しない者、又は移住する予定である者
③金沢市内に移住する前に、市外に 3 年以上居住していた者
（①～③すべてに該当する世帯）　※「石川中央都市圏」とは、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町の4市2町

● UJI ターンとは、次の用語のそれぞれの頭文字をとったものです。
　Uターン…出身地から就職などのため大都市等に転出した後に、再び出身地に戻ること。
　Jターン…出身地から就職などのため大都市等に転出した後に、出身地に近い地域などに移住すること。
　Iターン…就職などのため出身地以外の地域に移住すること。
※ UJI ターン世帯の加算制度については、対象となる場合の条件を確認してください。

郊外部移住者住宅取得奨励金 対象区域

平成 30 年 4 月 1 日現在

地区計画（都市計画法に基づき定められた、まちづくりに関するルールです）

都市計画課
TEL 076-220-2353

No.	地区名
1	金沢西部地区金沢駅港線
2	泉野町 3 丁目地区
3	若松・鈴見地区
4	金沢西部西地区
5	直江地区
6	瑞樹団地地区
7	上安原第一地区
8	上荒屋東部地区
9	金沢西部東地区
10	鞍月地区金沢駅港線
11	鞍月東地区
12	鞍月西地区
13	太陽が丘西部地区
14	安原中央地区
15	福久町東部地区
16	南森本・塚崎地区
17	田上第五地区
18	田上本町地区
19	金沢西部第二地区
20	八日市出町地区
21	横川 3 丁目地区
22	松村第二地区
23	大桑第三地区
24	野田地区
25	三池高柳地区
26	中屋地区
27	三口第二地区
28	ウッドパーク玉鉾地区
29	アーバンガーデン泉本町地区
30	木曳野地区
31	戸板第二地区
32	笠舞 2 丁目地区
33	無量寺第二地区
34	塚崎南地区
35	東金沢イースト地区
36	ウッドパーク小立野地区
37	サンシャイン鳴和地区
38	太陽が丘東部地区
39	サンシャイン千木地区
40	ウッドパーク上荒屋地区
41	笠舞本町 2 丁目地区
42	パークサイド四十万地区
43	イータウンかなざわ地区
44	ガーデンシティ小坂地区
45	大河端地区
46	副都心北部直江地区
47	副都心北部大友地区
48	松村フレッシュタウン地区
49	米泉町 10 丁目地区
50	福久町地区
51	旧戸板小学校地区
52	ウッドパーク新保本・八日市地区

まちづくり協定

都市計画課：TEL 076-220-2353
（まちづくり条例に基づき定められた、建築や土地利用に関するルールです）

No.	地区名
1	神野町地区
2	四十万地区
3	泉野町 1 丁目泉工会地区
4	北安江地区
5	緑が丘地区
6	北安江下丁地区

防災まちづくり協定

市街地再生課：TEL 076-220-2676
（防災まちづくり条例に基づき定められた、防災計画に関するルールです）

No.	地区名
1	金石西地区

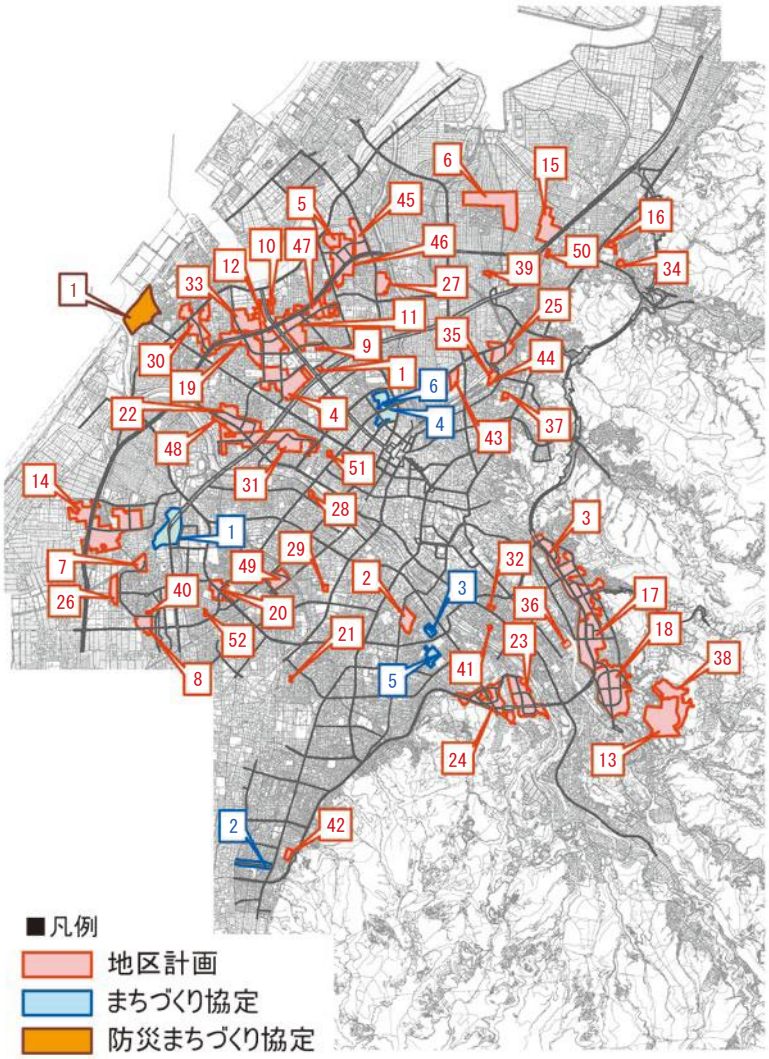

対象区域は、金沢市まちづくり支援情報システムにて、ご覧になることができます。
http://www2.wagamachi-guide.com/kanazawa-mss/

郊外部移住者住宅取得奨励金 申請手続きフロー

新築の場合

申請者	金沢市・民間確認機関
・地区計画等届出	・届出了承通知
・奨励金計画認定申請 ・建築確認申請 下記のいずれか ・長期優良住宅認定申請 ・設計住宅性能評価申請＋建設住宅性能評価申請	・奨励金計画認定通知 ・建築確認通知 ・設計住宅性能評価 又は長期優良住宅認定
・工事着手	
・工事完了	・建築確認検査 ・建設住宅性能評価
・奨励金交付申請 （認定後１年以内･入居後６か月以内）	・奨励金交付

（注）工事着手前に奨励金計画認定申請を行い、認定通知を受けてください。

建売の場合

申請者	金沢市・民間確認機関
・地区計画等届出	・届出了承通知
・建築確認申請 下記のいずれか ・長期優良住宅認定申請 ・設計住宅性能評価申請＋建設住宅性能評価申請	・建築確認通知 ・設計住宅性能評価 又は長期優良住宅認定
・工事着手	
〈工事完了後に売買契約の場合〉 ・工事完了	
〈工事完了前に売買契約の場合〉 ・奨励金計画認定申請 （契約締結前かつ完了後１年以内）	・奨励金計画認定通知
・売買契約締結	・建築確認検査 ・建設住宅性能評価
・工事完了	
・奨励金交付申請 （認定後６か月以内かつ入居後６か月以内）	・奨励金交付

（注）売買契約前に奨励金計画認定申請を行い、認定通知を受けてください。

空き家・空きマンション活用のススメ

空き家を売りたい方・貸したい方、中古住宅をお探しの方
かなざわ空き家活用バンクをご活用ください。

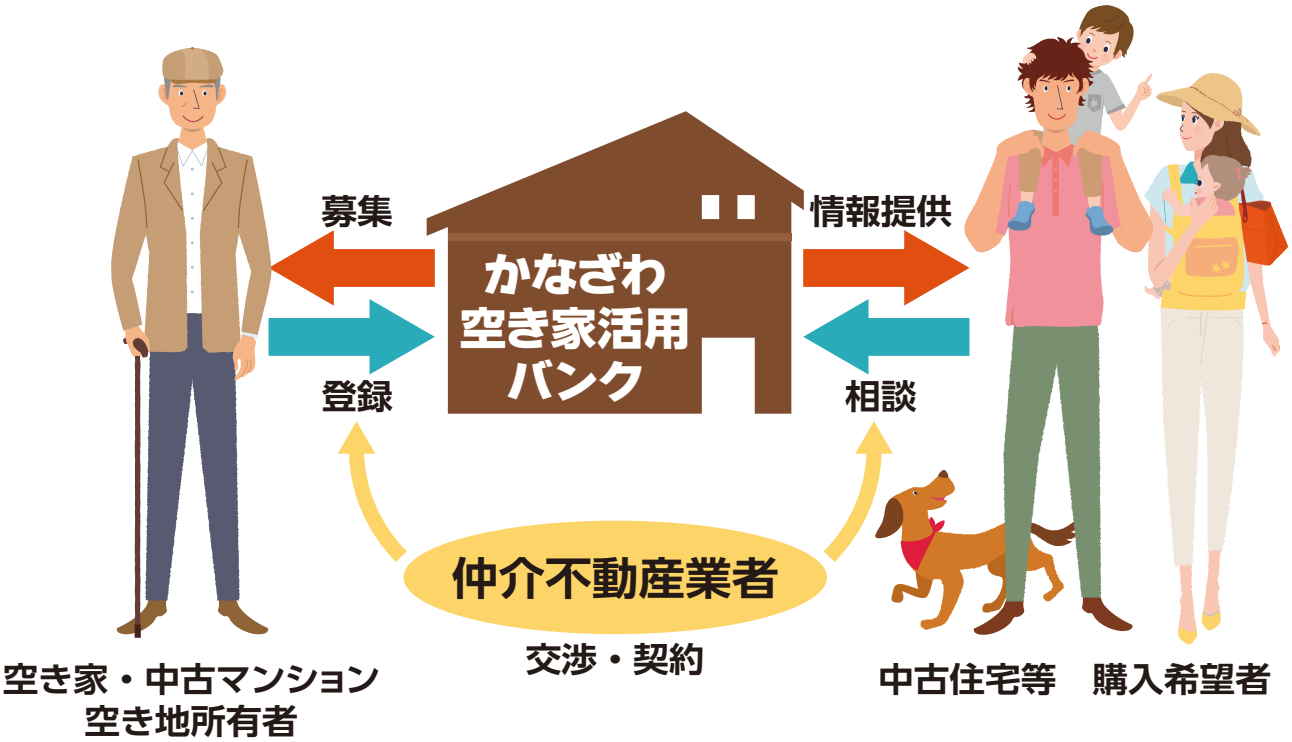

かなざわ空き家活用バンク　www.kanazawa-sumai.net/saisei/

●空き家や中古マンションを売買・賃貸で活用するための情報サイトです。

●売買物件をご自分のお住まいとして購入し、内部リフォームする方に補助制度があります。（賃貸物件は補助対象となりません）

	空き家	中古分譲マンション	空き地
対象区域	・まちなか区域（→ p.6） ・郊外（市街化区域）		まちなか区域
主な掲載条件	・昭和26年以降の建築 対象外　昭和25年以前建築の町家等　→p.14	・昭和56年6月1日以降に確認済証が交付されたもの ・住戸面積50㎡以上	・500㎡未満
補助制度	・まちなか空き家活用促進補助金　→ p.4 ・郊外部移住者空き家活用促進補助金　→ p.8	・まちなか中古分譲マンション改修費補助金　→p.4 ・郊外部移住者中古分譲マンション改修費補助金　→p.8	・まちなか空き地活用促進奨励金　→ p.5

スマートタウンで住宅を新築・購入する場合

認定を受けたスマートタウンにおいて、スマートハウスを新築し又は購入する方に対し、奨励金を交付することにより環境に配慮した住宅の集積を図ります。

金沢スマートハウス奨励金

認定を受けたスマートタウンにおいて、自己が居住するスマートハウスを、住宅ローンにて新築又は購入する（返済期間が 10 年間以上の借入金があること）場合に助成します。

※　スマートタウン整備計画の認定申請受付は、平成 30 年 3 月 31 日をもって終了しました。
※※金沢スマートハウス奨励金交付申請は、平成 34 年 3 月 31 日をもって受付終了します。

内容

●奨励金の内容

区　分		助成率	限度額	条　件
基本部分		借入金の 5.0%	100 万円	
加算部分	45 歳未満	借入金の 2.5%	50 万円	申請者の年齢が 45 歳未満（申請年度の 4 月 1 日現在）
	UJI ターン世帯（8ページ参照）	借入金の 2.5%	50 万円	①石川中央都市圏内に勤務し、又は勤務する予定である者 ②金沢市内に移住して 3 年を経過しない者、又は移住する予定である者 ③金沢市内に移住する前に、市外に 3 年以上居住していた者 （①～③すべてに該当する場合に適用されます）
	※ただし、加算部分の合計額の限度額は 50 万円とする			

※土地の取得費は除きます。
※共有の場合、限度額は持分に応じて按分した金額となります。
※ UJI ターン世帯の条件は戸籍の附票等で確認します。

基準（条件）

①家屋の延べ面積が 100㎡以上 240㎡以下の専用住宅であること
②スマートハウスの年間の一次エネルギー消費量がゼロ以下であること
③住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能評価書の交付（断熱等性能等級又は、一次エネルギー消費量等級 4 以上）又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること
④エネルギー計測装置を設置すること
⑤創エネルギー設備（太陽光発電やガスコージェネレーション機器等）を設置すること
⑥先進省エネルギーシステムを導入すること
⑦敷地内の緑被率が 30%以上であること　※下記参照
⑧雨水利用設備（容量 50 リットル以上のもの）を設置すること

緑被率※（各支援制度共通の基準）

緑　地		基　準	緑地面積
樹木	高　木	樹高3m以上（将来成長して4m以上になる）のもの	25㎡／本
	中　木	樹高1m以上3m未満のもの	15㎡／本
	低　木	樹高1m未満のもの	1㎡／本
生　垣		高さ1m以上かつ1m当たりの植栽本数が2本以上のもの	延長1m当たり1㎡

●緑地面積
（敷地面積200㎡の場合）

高木1本	1本×25㎡＝25㎡
中木2本	2本×15㎡＝30㎡
生垣6m	延長6m×1㎡＝ 6㎡
計	61 ㎡

〈 計算例 〉

●緑被率

$$緑被率 = \frac{緑地面積}{敷地面積} \times 100\%$$
$$= \frac{61}{200} \times 100\%$$
$$= 30.5\%$$

その他の住宅支援制度

地元産材の活用

［木の家づくり奨励事業］

森林再生課：TEL.220－2217

金沢産材を使用した住宅の新築、増改築、購入に対し奨励金を交付します。

対象地域
- 市内全域

基　準
- 金沢産すぎ柱を50本以上使用する（10.5cm正角以上で長さ3m以上）

補助金額
- 金沢産すぎ柱1本当たり2,800円
- 限度額25万円

［
- 金沢産の木材を加工した内装材及び外装材を10㎡以上使用する場合、上乗せ補助あり
- 限度額5万円
］

高齢者等に対する支援

［要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成］

介護保険課：TEL.220－2264

要支援・要介護・障害のある方が自宅で生活できるよう、住宅の改修費を補助します。

対 象 者
- 介護保険制度で要支援、要介護と認定された方で市内に居住する方
- 重度身体障害者日常生活用具給付事業の対象者で市内に居住する方

補助金額※
- 浴室、トイレ等の改修費

生活保護世帯補助率	100%	限度額100万円
非課税世帯補助率	90%	限度額70万円
所得税額5万円以下の世帯補助率	70%	限度額50万円

※介護保険制度や重度身体障害者日常生活用具給付事業による住宅改修の助成を受けることができる場合は、その額を控除した額となります。

［介護保険による住宅改修費の支給］

介護保険課：TEL.220－2264

要支援・要介護者が在宅で生活できるよう、住宅の改修費を支給します。

対 象 者
- 介護保険制度で要支援、要介護と認定された方で市内に居住する方

給 付 額
- 利用限度額20万円（工事費の9割）

例:1割負担の場合
保険給付額 18万円
自己負担　 2万円

※一定以上の所得者は改修工事費の８割もしくは７割が給付額となります。

［高齢者向け返済特例を利用したバリアフリーリフォーム等融資］

住宅金融支援機構お客さまコールセンター：TEL.0120－0860－35

高齢者が、バリアフリー工事または耐震改修工事を含めたリフォームを行うときに融資します。

対 象 者
- 満60歳以上の方

融 資 額
- リフォーム工事費または1,000万円のいずれか低い額
  ※保証機関となる（一財）高齢者住宅財団が保証する額が上限

返済方法（返済特例）
- 毎月のお支払いは利息のみ
- 借入金の元金はお亡くなりになられた時に一括返済

詳しくは、www.jhf.go.jp で

里山地域での住宅支援

［里山地域における分家住宅等建築奨励金制度］

農業水産振興課：TEL.220－2214

里山地域における農業振興及び集落の活性化のため、戸建て住宅の新築又は購入に対し、奨励金を交付します。

対 象 者
①農家の分家世帯員
②新規就農者
③伝統工芸従事者

対象地域
- 里山地域
  （対象地域については お問い合わせください）

補助金額
- 借入金の2.5%（限度額50万円）
- 多子世帯の場合には、借入金の1.0%（限度額20万円）の上乗せがあります

金澤町家等の保存・活用

[金澤町家再生活用事業]

町家保全活用室：TEL.220－2311

昭和25年以前に建築された金澤町家の修復に補助します。

対象地区

- 伝統環境保存区域の一部、伝統環境調和区域
  近代的都市景観創出区域の一部
  （対象地区についてはお問い合わせください）

補助金額

- 対象工事費の1/2　限度額150万円（店舗等は250万円）
- 防災構造補強工事1/2　限度額250万円
- UJIターン世帯への加算　加算額　50万円
  （対象工事・UJIターン加算についてはお問い合わせください）

[伝統的建造物の耐震診断・設計補助]

歴史都市推進課：TEL.220－2208

昭和25年以前に伝統構法で建築された建築物の耐震診断・設計に補助します。

対象地区

- 伝統環境保存区域の一部、伝統環境調和区域
  近代的都市景観創出区域の一部
  （対象地区についてはお問い合わせください）

補助金額

- 耐震診断3/4　限度額30万円
- 耐震設計2/3　限度額20万円

[こまちなみ保存修景事業]

歴史都市推進課：TEL.220－2208

伝統的外観の修景や修復工事、内部改修工事、外構工事及び設計費に補助します。

対象地区

- こまちなみ保存区域（9区域）
  （対象地区についてはお問い合わせください）

基　準

- 各区域で定める修景基準

補助金額

- 対象工事の70%
- 設計費の30%

（対象工事、限度額についてはお問い合わせください）

耐震化の促進

[既存建築物耐震改修工事費等補助]

建物安全対策室：TEL.220－2327

既存建築物の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の費用に補助します。

対　　象

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）された次のもの
  （1）住宅、共同住宅など　（2）緊急輸送道路沿いの建物　（3）その他不特定多数の方が利用する建物※1

補助金額

	区　分	耐震診断	耐震設計	耐 震 改 修 工 事
木　造	住宅※2・共同住宅など	3/4 限度　15万円	2/3 限度　23万円	2/3 限度 160万円（共同住宅は1住戸あたり60万円）
非木造	住宅	2/3 限度　20万円	2/3 限度　10万円	2/3 限度 170万円
	共同住宅など	2/3 限度 200万円	2/3 限度 100万円	2/3 限度 100万円×住戸数と1億円のいずれか低い額
	緊急輸送道路沿いの建物	2/3 限度 200万円	2/3 限度 100万円	2/3 限度　1億円
	上記以外	1/3 限度 100万円	1/3 限度　50万円	7.6/100 限度 2,000万円（15.2/100限度2,000万円）※3

※1. 対象となる建物についてはお問い合わせください。　※2. 高齢者、障害者の方は割り増しとなる場合があります。 ※3. 国の補助要件を満たした場合　※4. 要緊急安全確認大規模建築物の補助内容についてはお問い合わせください。　※5. 別途、平米単価による限度額を設けてありますので、お問い合わせください。

[リフォーム融資（耐震改修工事）]

住宅金融支援機構お客さまコールセンター：TEL.0120－0860－35

耐震性を高める工事（次のいずれかの工事）を含めたリフォームを行うときに融資します。

対　　象

①「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく認定を受けた耐震改修計画に従って行う耐震改修工事

②住宅金融支援機構が定める耐震性に関する基準等に適合するよう行う耐震補強工事

融資額

住宅部分の工事費の 8 割または1,000万円のいずれか低い額

詳しくは、www.jhf.go.jpで

環境対策

住宅用太陽光発電システム等設置費補助 環境政策課：TEL.220-2507	・100,000円（伝統環境保存区域内の住宅に設置） ・ 50,000円（上記以外の区域の住宅に設置） 太陽電池出力 2kW 以上 HEMS（住宅用エネルギーマネジメントシステム）の設置が条件 ※HEMS（住宅用エネルギーマネジメントシステム）設置費補助との併用は不可
HEMS（住宅用エネルギーマネジメントシステム）設置費補助 環境政策課：TEL.220-2507	HEMS 設置費の 1/4 【限度額：20,000円】 ※国の補助金の交付がある場合は、設置費から補助金を控除する
住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助 環境政策課：TEL.220-2507	リチウムイオン蓄電システム設置費の 1/4 【限度額：100,000 円】
木質ペレットストーブ設置費補助 環境政策課：TEL.220-2507	木質ペレットストーブ設置費の 1 / 2 【限度額：100,000円】
住宅用高効率エネルギー設備設置費補助 LPガス 環境政策課：TEL.220-2507 都市ガス 営業開発課：TEL.220-2646	都市ガス・LPガスを燃料とするもの ・100,000円（燃料電池コージェネレーションシステム） ・ 40,000円（ハイブリッド給湯器）
生ごみ処理機器購入費補助 リサイクル推進課：TEL.220-2302	・生ごみ処理機購入費の 1 / 2 【限度額：30,000円】（ディスポーザーは除く）
屋上等緑化助成制度 緑と花の課：TEL.220-2356	・屋上緑化及び壁面緑化 植栽経費、植栽基盤造成経費等緑化に関する経費の 1 / 2 総限度額50万円、1㎡当たりの限度額 5 万円（壁面緑化は5千円） 金沢市中心市街地活性化基本計画における中心市街地内の民間建築物を対象
ガス設備資金貸付事業 お客さまサービス課：TEL.220-2771	・他の燃料から都市ガスに転換する工事費、機器の入替資金を無利子で融資【上限：20万円】
雨水貯留施設等設置費補助制度 お客さまサービス課：TEL.220-2771	雨水貯留施設等設置費の 2/3 ・雨水貯留槽【限度額：20,000 円～80,000 円】 ・浄化槽転用雨水貯留槽【限度額：80,000 円】 ・雨水浸透ます【限度額：18,000 円～35,000 円】

その他

危険ブロック塀除却補助 建築指導課：TEL.220-2326	・通学路等に面するブロック塀等の除却 1 ㎡につき3,500円【限度額：10万円】
まちなみの修景に関する補助 （各々対象区域あり） 景観政策課：TEL.220-2364	・土塀の修復 70%【限度額：200万円】 ・竹垣、土・板塀の設置…70%【限度額：50万円】 ・生け垣の整備 70%又は25%【限度額：50万円又は20万円】 ・高木の植栽……70%【限度額：30万円】
がけ地防災工事費等補助 がけ地対策室： TEL.220－2612	◎こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ地等の防災工事費等に補助 **・防災工事** 居室のある建築物に隣接するがけ地……補助率１／２【限度額600万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地……補助率３／４【限度額 なし】 **・抑制工事** 居室のある建築物に隣接するがけ地……補助率１／２【限度額240万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地……補助率３／４【限度額360万円】 **・応急防災工事** 居室のある建築物に隣接するがけ地……補助率１／２【限度額 60万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地……補助率３／４【限度額 90万円】 **・工事設計** 居室のある建築物に隣接するがけ地……補助率１／２【限度額 75万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地……補助率３／４【限度額100万円】 **・地盤調査**……補助率３／４【限度額100万円】

※詳細については、がけ地対策室までお問い合わせください

各種奨励金などと国などの補助金との併用については、各申請窓口にご確認ください。

かなざわ定住推進ネットワーク

（事務局）**金沢市都市整備局定住促進部 住宅政策課** 金沢市広坂1-1-1 TEL 076-220-2136 FAX 076-222-5119

●かなざわ定住推進ネットワークHP http://www.kanazawa-sumai.net/ E-mail info@kanazawa-sumai.net

●住宅総合 HP http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29101/jyuutaku/index.html E-mail jyuutaku-s@city.kanazawa.lg.jp